県立病院薬剤師の教育育成に関する指針

令和2年 2月

兵庫県立病院薬剤部長会議

目次

Ι		はじめに	1
П		教育研修委員会の設置目的及び活動理念	1
		教育研修体系	
		教育研修体系の概念図	
		教育研修委員会の役割	
IV		基本方針	
	1	階層別研修 (職位による)	6
6	2	総合型薬剤師の育成	1
		専門・認定薬剤師の育成	
4	4	県立病院の相互利用1	4
		外部派遣研修	

資料

1	薬剤部内一般研修の手引き	(別添1)
2	CPDに沿った生涯研修の手引き	(別添2)
	CPDに沿った生涯研修記録票≪新規採用者CPDシート≫	(別添2-1)
3	総合型薬剤師育成ラダーの手引き	(別添3)
	総合型薬剤師育成ラダー(領域別)	(別添3-1)
	総合型薬剤師育成ラダーの考え方	(別添3-2)
	総合型薬剤師育成ラダー3・4(実践)の記録作成について	(別添3-3)
	事例及び後進育成記録(ラダー3)目標管理記録(ラダー4)	(別添3-4)
4	専門・認定薬剤師モデルカリキュラムの手引き	(別添4)
5	兵庫県立病院がん専門薬剤師養成研修カリキュラムの手引き	(別添5)
	実地研修プログラム	
	実地講義プログラム	
6	階層別研修において各病院で実施する研修の取り扱い	(別添6)
7	新人研修標準マニュアル	(別添7)

I はじめに

急速な少子高齢化社会を迎え、医療技術の飛躍的進歩や情報化社会での医療に対する意識変革等、医療を取り巻く環境が大きく変化した。県立病院の環境も厳しさが増し、平成14年度に「県立病院の今後のあり方」、平成15年度には「病院構造改革推進方策」が示された。その後改訂が進められ、平成26年度には、病院構造改革の一層の推進を図るため、第3次病院構造改革推進方策が策定された。

このような中、平成22年度には「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」(平成22年4月30日厚生労働省医政局長通知)が発出され、薬剤師によるチーム医療や医療安全へのより一層の関わりが求められている。県立病院に勤務する薬剤師も、チーム医療において県民の複雑多様化する医療ニーズに的確、迅速に対応し、より質の高い医療サービスを提供していく一翼を担えるよう大いに努力していく責務がある。

これまで県立病院薬剤部長会議では、個々の薬剤師の知識と技能をより一層向上させるための教育研修体制を構築するべく様々な取り組みを行ってきた。平成14年度に、薬剤部長会議に教育研修部会の設置が決定され、「新人研修標準マニュアル」が作成された。平成15年度には、県立病院薬剤部長会議に設置された教育研修委員会において、各階層での研修体制(階層別研修)、専門・指導薬剤師の養成研修(専門・指導薬剤師養成)及び県立病院相互利用等を含めた「県立病院薬剤師の教育育成に関する指針」を策定した。その後、平成21年度に階層別研修において各病院で実施する研修の取扱い方法の充実を図るなど改訂を重ねた。

教育研修委員会においては、教育育成に係る指針を定め、薬剤師の資質向上及び人材育成の基盤を担ってきたが、薬物療法の高度専門化・複雑化や薬学6年制の導入などに伴い、薬剤師に課せられた使命も変化した。そこで、今後10年を見据え、「総合型薬剤師(ジェネラリスト)と専門薬剤師(スペシャリスト)の育成」への取組みを明記した柔軟性と的確性を備えた教育育成に関する指針に改訂した。

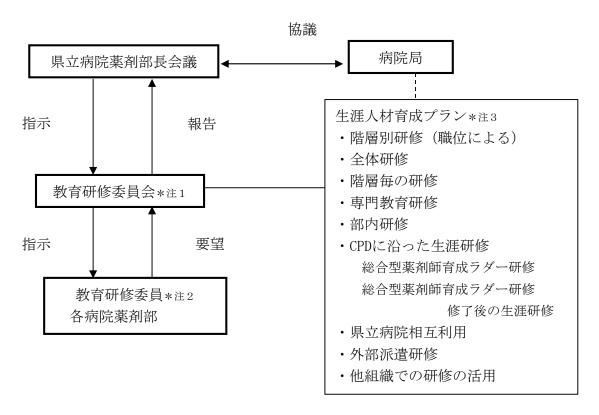
本指針が十分に活用され、充実していくことで県立病院薬剤師の質の向上が図られることが重要である。

Ⅱ 教育研修委員会の設置目的及び活動理念

県立病院薬剤部長会議に教育研修委員会を設置し、効率的、継続的に薬剤師の資質の向上を図ることで、県民の複雑多様化する医療ニーズに対応し、より質の高い医療サービスの提供に寄与できる人材を育成する。

また、人材育成の活動理念は、薬剤師がチーム医療により病院に貢献できる知識と技能を効率的、継続的に習得するために構築した教育システムで、有能な人材を育成することにある。

Ⅲ 教育研修体系



*注1

各病院の教育研修の進捗状況を把握し、またその成果を評価して教育研修の指導的役割を担い、 県立病院全体としての教育研修体制を組織的に確立するために県立病院薬剤部長会議に教育研 修委員会を設置する。

教育研修委員会は各病院の教育研修委員により構成される。

*注2

教育研修委員は、各県立病院において、薬剤業務の向上を図り、病院薬剤師として社会の変動に対応でき、もって県民に対して質の高い医療を提供できる能力を取得できるよう支援する。 なお、教育研修委員は、各県立病院薬剤部長から推薦を受け、県立病院薬剤部長会議会長が承認する。

*注3

教育研修委員会では、生涯人材育成プランとして掲げた項目を計画・運営し、推進することで、 教育育成を充実させ県立病院薬剤師の資質の向上につなげる。

1 教育研修体系の概念図

C

Р

D

1=

沿

っ

た

生

涯

研

修

総合型薬剤師と専門・認定薬剤師の育成を目的として、薬剤師の成長及び能力にあった研修を設定したうえで、中長期の育成計画を策定し、それに基づき進めていく。

管理監督職 (担当) 階 課長補佐 層 主 査 別 主 研 任 修 職 職 位 に 員 ょ る

がん専門領域課程(緩)

感染制御領域課程

その他の専門領域課程

桂(緩和領域を含む)

- 専門教育研修
- 部内研修
- ・県立病院の相互利用
- 外部派遣研修
- ・他組織での研修 等

<u>生涯人材育成プラン</u> 階層別研修(職位による)

全体研修 階層毎の研修 専門教育研修

部内研修 CPD に沿った生涯研修

総合型薬剤師育成ラダー研修 総合型薬剤師育成ラダー研修 修了後の生涯研修

県立病院の相互利用 外部派遣研修 他組織での研修の活用

ラダー2 (概ね4年)

ラダー4 (概ね4年)

ラダー3 (概ね3年)

ダーシップが取れる。

進の育成ができる。

優れた調整能力を前提に、チームを

統率しメンバーの方向付けを行い、 薬剤業務の目標達成に向けてリー

高い薬学的知識を前提に、様々な

疾患に対し医師と協働し、安全な

薬物療法を提供できる。また、後

様々な疾患の治療ガイドラインを 把握し、高い薬学的知識を持ち、 医師に対し積極的に処方提案がで き、患者に薬学的管理が行える。

ラダー1 (概ね3年)

調剤等基本的業務が行え、医薬品の 適正使用及び一般的な疾患の標準 治療を理解し薬剤管理業務が実践 できる。

総合型薬剤師育成課程

専門・認定薬剤師課程の並修

専門·認定薬剤師育成課程

県立病院薬剤師として習得が必要な項目

- 〇医療倫理と法令
- ○基本的な薬剤師業務
- 〇チーム医療
- 〇医療安全
- 〇ファーマシューティカルケア

2 教育研修委員会の役割

教育研修委員会では、「教育研修委員会の設置目的及び活動理念」を掲げ、柔軟性と的確性を備えた教育育成に関する本指針を基に、総合型薬剤師及び専門薬剤師の輩出とともに、県民の求める、高度・専門医療に対応し、チーム医療により病院に貢献できる薬剤師の育成を行う。

そのために必要な知識と技能を効率的、継続的に習得できる教育システムを構築し、主に次に 掲げる生涯人材育成プランに従って企画・運営を行う。

(1) 階層別研修(職位による)

各階層(職員、主任、主査、(担当)課長補佐、薬剤部次長、薬剤部部(科)長)でのきめ細やかな研修体制を確立するための研修を企画及び実施する。

(2) 全体研修・階層毎の研修・専門教育研修

年度毎に「研修の目的」を明確にし、各研修を企画及び実施する。研修後はアンケート等による評価を行い、今後の企画等に活用する。

研修の種類

ア 全体研修:全職員を対象に、研修を年に1回実施する。

- イ 階層毎の研修:
 - ① 新規採用薬剤師研修・・採用年度に1回実施する。
 - ② 職員、主査·主任、(担当)課長補佐
 - ・・階層毎に3年に1回、研修を実施する。
 - ③ 管理監督職研修・・必要に応じて実施する。
- ウ 専門教育研修:各病院薬剤部(科)長(以下薬剤部長と略す)の推薦者を対象に、専門分 野毎に研修を実施する。

(3) 部内研修

薬剤師が、薬物療法等の医薬品に係る業務(医療)に主体的に参画し、薬剤師の職能を最大限に発揮するために、最新の専門知識を習得し、その知識を有効に発揮できることを主目的とし、全職員を対象とした必須の部内研修を各病院で実施できるように「薬剤部内一般研修の手引き」(別添1)を教育研修委員会が策定した。その手引きに基づき、部内教育研修担当者(薬剤部内の研修会の担当)が中心となり部内研修を企画及び実施する。研修内容については適宜評価を行い、研修の充実を図る。

(4) CPDに沿った生涯研修

総合型薬剤師育成のための生涯研修は、教育研修委員会が策定した「CPDに沿った生涯研修の手引き」(別添2)に基づき行う。

ア 総合型薬剤師育成ラダー研修

CPDに沿った生涯研修の研修課程として、「総合型薬剤師育成ラダーの手引き」(別添3)を策定し、その手引きに基づき、研修を実施する。

各病院でのラダー研修の実施にあたり、教育研修委員は、年度当初にラダー研修対象者の年間計画を把握し、年度末に進捗状況を確認するなど進行管理を行う。

イ 総合型薬剤師育成ラダー研修修了後の生涯研修

総合型薬剤師育成ラダー研修修了後の研修は、「CPDに沿った生涯研修の手引き」に基づき行う。教育研修委員は部内でCPDに沿って生涯研修を推進する。

(5) 県立病院相互利用

県立病院それぞれの特徴や新しい業務、システム等の情報共有のためにガルーンに掲載しているツール「相互利用のための各県立病院情報」を更新し、その情報を全職員に提供する。それを基に、県立病院の人的及び物的資産を有効利用して、研修及び視察等を企画及び実施する。

(6) 外部派遣研修(民間派遣研修)

自施設での業務の質の向上及び効率化を図るために、県の組織以外の他施設で実施する外部 派遣に関する研修システムについて規定し、その研修を推進する。

(7) 他組織での研修の活用

教育研修委員会は、総合型薬剤師育成及び専門・認定薬剤師育成を目的とした研修等を企画 及び実施しているが、知識・技能の習得並びに専門・認定薬剤師の要件の取得等のために行う 他組織(医師会、薬剤師会・関連学会等)での研修や学会等の情報を収集し提供することで、 他組織での研修の活用を推進する。

IV 基本方針

1 階層別研修(職位による)

(1) 目的

県立病院を取り巻く環境が年々厳しくなっていく中、将来の病院事業の一端を担える人材育成が不可欠である。

そこで、総合型薬剤師の育成及び専門・認定薬剤師の育成として主に専門知識に関する教育 育成の研修のみならず、職位に応じた主に仕事のやり方に関する各階層でのきめ細やかな教育 研修体制を確立するために、階層別研修の基本方針を策定した。

(2) 階層別研修の種類と考え方

階層別研修は次のとおりとなるが、各病院」で実施するにあたり、「階層別研修(職位による)において各病院で実施する研修の取り扱い」(別添6)を参照すること。

ア 職員研修

【初期研修】

初期研修は、県立病院薬剤部入職1年目の職員を対象に、社会人、県立病院薬剤師としての知識及び態度を習得することを目的に研修を実施する。

- ① 新規採用職員に対する研修
- ② 県立病院薬剤部に初めて転勤配属された職員に対する研修

【初期研修修了後の職員研修】

病院薬剤師として基本的な幅広い知識・技能・態度を習得することを目的に研修を実施する。

イ 主査・主任研修

主査・主任研修は、主査、主任を対象に、チームのリーダーとしての役割が担える能力と 資質の習得ができるよう研修を実施する。

【主任研修】主任の職にある者に対する研修

【主査研修】主査の職にある者に対する研修

ウ (担当)課長補佐研修

(担当)課長補佐研修は、(担当)課長補佐を対象に、職場の指導的役割を担う薬剤師としての能力と資質の習得ができるよう研修を実施する。

工 管理監督職研修

管理監督職研修は、薬剤部長、薬剤科科長、薬剤部次長を対象に、対外的交渉能力、人事 管理能力の向上等を目的とした研修を実施する。

【次長研修】薬剤科科長・薬剤部次長に対する研修

【部長研修】薬剤部部長に対する研修

オ 階層毎の研修

教育研修委員会が階層毎に原則として次のとおり研修を企画・実施し、対象となる場合は 研修を受講する。

- (ア) 階層別研修は、年に 1 回企画・実施する。また、原則として全員が、該当する階層別研修を、その階層の間に受講できるよう、各階層別研修を2~4年に1回程度実施する。 なお、研修内容によっては、複数の階層研修を同時に実施することも可とする。
- (イ) 新規採用薬剤師研修は、原則として毎年実施するが、新任職員研修(自治研)等の研修科目によっては、その研修と置き換えることも可とする。
- (ウ) 管理・監督職研修は必要時に企画及び実施する。

(3) 階層別研修の内容

ア 職員研修

【初期研修】

初期研修とは、新規採用職員及び転勤配属された職員に対して行うものとし、各病院でエルダーを選定して、教育研修委員の協力を得ながら実施する。

※エルダーは、原則として中堅職員から選定する。

※教育研修委員は、薬剤部長会議での教育研修委員が当たる。

(ア) 研修目標

- a 新規採用職員 ① 早く職場に慣れる
 - ② 社会人としての自覚と責任の習得
 - ③ 公務員としての自覚と責任の習得
 - ④ 関連法令の習得(主として薬剤師業務に係る法令)
- b 転勤配属された職員に対する研修
 - ① 早く職場に慣れる
 - ② 職制に応じた業務の習得

(4) 実施方法

- ① 「新人研修標準マニュアル」を活用して初期研修プログラムを作成する。
- ② 初期研修プログラムに関しての到達目標案等を作成する。
- ③ 該当職員に対するエルダーを選定する。
- ④ 教育研修委員とエルダーは、初期研修プログラムの計画策定を行い、次に 薬剤部次長、薬剤部部長と具体的な研修指導の調整を図る。
- ⑤ 研修修了後、薬剤部長は、研修到達目標評価を行い、必要に応じて研修に関しての要望等を委員会担当部長あて提出する。
- ⑥ 研修期間は新規採用職員に対しては $3\sim4$ $_{\it F}$ 月、転勤配属された職員に対しては $1\sim2$ $_{\it F}$ 月とするが、各所属によって多少の差異は認められる。

【初期研修修了後の職員研修】

職員研修とは、職員に対して継続して実施し、教育研修委員会が企画・運営する研修のほか、各病院において総合型薬剤師育成ラダーに基づき実施する。

(P11 IV 2 (2) ア総合型薬剤師育成ラダーを用いた研修について 参照) 専門分野についても、自ら計画・立案し、知識・技能を習得していき、専門・認定薬剤師育成課程の並修ができるよう、教育研修委員が指導していく。

(ア)研修目標

- ① エルダーとして後輩を指導できる能力の取得
- ② 専門・認定薬剤師資格取得に対する目的意識の向上

(4) 実施方法

- ① 各種学会で発表を行う。
- ② 関連法令の再学習(主として病院に係る法令を中心に)を薬剤部部長、薬剤部次長(場合によっては(担当)課長補佐でも可)が講師となって実施する。
- ③ 専門教育研修への参加を検討する。
- ④ 県立病院相互利用(総合型病院から専門型病院、専門型病院から総合型病院等県立病院間での短期的な交換派遣研修等)・外部派遣研修・他組織での研修等への参加を検討する。

イ 主査・主任研修

主査・主任研修とは、主任及び主査の職にある者を対象に実施する。各職場で中心的な役割を果たせるような知識の向上及び薬剤部以外の職員や薬剤師会、医師会等外部との積極的な関わりが持てるようにする。さらに、県の職員として病院の経営に参加していくため、予算等に関する知識の向上を図っていく。また、専門的知識を高めることで医療スタッフの一員として活躍するために、積極的に資格(認定薬剤師、専門薬剤師等)の取得を目指す。

【主任研修:主任の職にある者】

- (ア) 研修目標
 - ① 職場の中心としての自覚と責任の習得
 - ② 薬剤部以外の部局への積極的な関わり
 - ③ 病院以外(例:医師会、薬剤師会、病院薬剤師会等)の会合等へ積極的に参加して の幅広い知識の吸収の習得
 - ④ 専門的知識の向上(職員研修の講師として指導できる能力の習得)

(4) 実施方法

- ① 初期研修又は職員研修を受ける者に対する指導研修を実施する。
- ② 院内各種委員会(プロジェクト等)へ参加する。
- ③ 比較的大きな学会等での発表を積極的に行う。
- ④ 研修テーマによっては民間病院派遣を検討する。
- ⑤ 県立病院相互利用(総合型病院から専門型病院、専門型病院から総合型病院等県立病院 間での短期的な交換派遣研修等)での研修等への参加を検討する。
- ⑥ 外部研修への参加を検討する(医師会、病院薬剤師会、自治体病院研修会等)。

【主査研修:主査の職にある者】

- (ア) 研修目標
 - ① 職場における指導者としての自覚と責任の習得
 - ② 病院経営への積極的な参画
 - ③ 予算知識の習得
 - ④ 病院以外(例:医師会、薬剤師会、病院薬剤師会等)の会合等へ積極的に参加しての幅広い知識の吸収
 - ⑤ 専門的知識の向上及び資格の取得(職員研修の講師として指導できる能力の習得)

(4) 実施方法

- ① 院内各種委員会(プロジェクト)等へ参加する。
- ② 院外各種委員会(例:県立病院薬剤師会、県病院薬剤師会等)へ参加する。
- ③ 予算知識を習得(病院経営の積極的な参画)する(自治研修所等を活用)。
- ④ 資格を取得する(専門薬剤師、認定薬剤師等)。
- ⑤ 外部研修への参加を検討する(医師会、病院薬剤師会、自治体病院研修会等)。
- ⑥ 大学等への派遣を検討する。

ウ (担当)課長補佐研修

(担当)課長補佐研修とは、(担当)課長補佐の職にある者に対する研修で、職場のリーダーとしての自覚とともに、各種施策の企画・立案、提言を積極的に行える能力を習得する。

専門的知識の向上もさることながら、各種研修会の講師等を積極的に務め、薬剤部部長、薬剤部次長を補佐して職場をまとめる能力の習得を目指す。

(7) 研修目標

- ① 職場のリーダーとしての自覚と責任の習得
- ② 病院経営への積極的な参画
- ③ 各種施策の企画・立案・実施に係る知識の習得
- ④ 各種研修会での講師の経験(主査・主任の講師として指導できる能力の習得)

(4) 実施方法

- ① 院内各種委員会(プロジェクト)等へ参加する。
- ② 院外各種委員会(例:県立病院薬剤師会、県病院薬剤師会等)へ参加する。
- ③ 予算知識を習得(病院経営への積極的な参画)する(自治研修所等を活用)。
- ④ 施策の企画・立案・実施に係る知識を習得する(自治研修所等を活用)。
- ⑤ 資格を取得する。
- ⑥ 各種研修会(初期研修、職員研修、主査主任研修、専門教育研修)の講師を行う。
- ⑦ 大学等への派遣を検討する。

工 管理監督職研修

管理監督職研修とは、薬剤部長及び薬剤部次長に対して実施し、施策の実現能力、対外的 交渉能力を習得するとともに、将来を見据えた人材育成及び人事管理、また部下の能力開発 技術の習得を目指す。

【次長研修:薬剤部次長に対する研修】

- (ア) 研修目標
 - ① 職場の牽引者としての自覚と責任の習得
 - ② 施策の立案・提言を行う能力の習得
 - ③ 病院薬剤師の将来展望についての提言
 - ④ 人事管理、組織管理の習得
 - ⑤ 人材育成の中心的存在としての自覚 [(担当)課長補佐研修の講師として指導できる能力の習得]

(4) 実施方法

- ① 民間企業(他職種)への派遣研修を検討する。
- ② 予算知識を習得(病院経営への積極的な参画)する(自治研修所等を活用)。
- ③ 施策の企画・立案・実施に係る知識を習得する(自治研修所等を活用)。
- ④ 人事管理及び組織管理に係る研修を実施する(自治研修所等を活用)。
- ⑤ 各種研修会((担当)課長補佐研修等)の講師を義務化する。
- ⑥ 定期的な施策提言を義務化し、提言集の作成を検討する。

【部長研修:薬剤部部長に対する研修】

- (7) 研修目標
 - ① 人事管理、組織管理の習得
 - ② 部下の能力開発技術の習得(次長等に対する指導能力の習得)
 - ③ 施策の実行能力の習得
 - ④ 対外的交渉能力の向上

(4) 実施方法

- ① 民間企業(他職種)への派遣研修を検討する。
- ② 人事管理及び組織管理に係る研修を実施する(自治研修所等を活用)。
- ③ 職場のメンタルヘルスに関する研修を実施する(外部からの講師招聘、他職種との合同研修の実施、自治研修所等を活用)。
- ④ 職場の活性化と部下指導に関する研修を実施する(外部からの講師招聘、他職種との合同研修の実施、自治研修所等を活用)。

2 総合型薬剤師の育成

(1) 目的

県立病院薬剤師の目指す総合型薬剤師とは、薬剤業務に関する必要な全ての領域において 一定水準以上の能力を兼ね備え、後進の育成に寄与し、さらに、部下を統率して薬剤師のリ ーダーとしてチーム医療に貢献できる薬剤師である。専門病院を有するなど特色豊富な全県 立病院において、全職員を質の高い総合型薬剤師に育成できるように生涯研修という教育シ ステムを策定した。

(2) CPDに沿った生涯研修

生涯研修の研修課程には後述の「総合型薬剤師育成ラダーを用いた生涯研修」と「総合型薬剤師育成ラダー研修修了後の生涯研修」があり、研修対象者が各自で「CPDに沿った生涯研修の手引き」(別添2)に沿って生涯研修を実施する。

ア 総合型薬剤師育成ラダーを用いた研修について

(ア) 総合型薬剤師育成ラダーについて

県立病院薬剤部長会議作成の「新人研修標準マニュアル」及び日本薬剤師会が策定した 生涯研修の指標である「薬剤師に求められるプロフェッショナルスタンダード」(以下PS) を参考にして、県立病院薬剤師として習得が必要な項目(1 医療倫理と法、2 基本的な薬 剤師業務、3 チーム医療、4 医療安全、5 ファーマシューティカルケア)を盛り込んだ総 合型薬剤師育成ラダー(以下ラダー)を教育研修委員会が作成し、C P Dを活用し計画的 に研修が実施できるよう「総合型薬剤師育成ラダーの手引き」(別添3)を策定した。

ラダー研修対象者は、計画的に自己学習することで研修を行うが、教育研修委員はこの ラダー研修の進行管理を行い、円滑な研修の実施を推進する。

(イ) 生涯人材育成プランの活用について

ラダー研修対象者は、自己学習以外にも生涯人材育成プランの活用により、ラダー研修の到達目標(小項目)を習得することができる。教育研修委員は計画的に各研修を実施させることで、ラダー研修を推進する。

イ 総合型薬剤師育成ラダー研修修了後の生涯研修について

総合型薬剤師育成ラダー研修修了後も総合型薬剤師として継続して、「CPDに沿った生涯研修の手引き」(別添2)に基づき、自ら研修を計画し、生涯研修を実施する。

3 専門・認定薬剤師の育成

(1) 目的

高度化・複雑化する医療において、薬剤師は、チーム医療の一員として、医薬品適正使用の観点から、①薬物療法の高度・先進化推進支援(処方設計等支援)②薬物療法に係る医療事故の未然防止支援(処方チェックの強化)③薬物療法における経済的支援(材料費の削減等)に貢献することが期待される。

県立病院において薬剤師が安全・安心な最新の薬物療法を患者に提供するためには、分野毎に高度な知識と技能を有する専門・認定薬剤師を育成することが喫緊の課題であり、専門・認定薬剤師を計画的に育成するために教育システムを策定した。

なお、育成課程に関しては、①県立病院における薬物療法の高度・専門化に不可欠な医療安全対策の推進に直結するがん専門領域課程、②感染症治療及び院内感染対策を専門に取り扱う感染制御領域課程、その他の専門領域課程として③適切な栄養管理や栄養療法の実施の推進に貢献ができる栄養管理領域課程、④救命救急センター等の設置により活躍が期待される救急領域課程に重点をおいて育成を推進し、各病院において計画的に資格取得を目指す。

(2) 教育育成課程

専門・認定薬剤師を目指すもの(研修対象者)が、チーム医療の一員として必要な知識や技能を計画的に習得し資格を取得できるように、教育研修委員会は、以下の通り研修の企画・実施及び年間計画等の進行管理を行い、研修対象者のサポートを行う。

なお、専門・認定薬剤師育成課程の併修開始時期は、原則として、ラダー2研修課程修了後とするが、薬剤部長の判断により、専門・認定薬剤師育成課程を併修することができる。

ア 生涯人材育成プランの活用について

研修対象者は、計画的な自己学習により研修を行う。また、専門教育研修等の生涯人材育成プランを活用することにより、必要な研修項目を習得することができる。教育研修委員は計画的に各研修を実施させることで、専門・認定薬剤師育成のための研修を推進する。研修対象者は、専門教育研修等の研修受講後に部内でフィードバック研修を行う。

イ 各施設で行う「専門・認定薬剤師育成のための研修」について

(ア) 研修対象者は、教育研修委員と調整し、計画的に研修し認定要件が満たせるよう専門 領域毎に教育研修委員会が策定した「専門・認定薬剤師モデルカリキュラムの手引き」 (別添4)に基づき研修を実施する。教育研修委員は、研修対象者の進捗状況を確認し、 適切な時期に計画的に研修等を企画及び実施する。

なお、部内において必要な場合は、部内教育研修担当者と協同で研修等を企画及び実施する。

(4) 教育研修委員会は、すでに専門・認定薬剤師育成のための研修等を実施している他組織の研修会や外部派遣研修に関する情報を収集し、研修対象者に提供するなどサポートも行う。

ウ 認定施設で行う「がん専門薬剤師育成の研修」について

研修対象者は、がん専門薬剤師(日本医療薬学会)を取得するため教育研修委員会が策定した「兵庫県立病院がん専門薬剤師養成研修カリキュラムの手引き」(別添5)に基づき研修を実施する。教育研修委員会は、カリキュラムの変更等が必要な場合、手引きの改訂等を検討する。

4 県立病院の相互利用

(1) 目的

県立病院は、地域の中核病院として、あるいは高度医療を提供する病院として県民の県立病院 に対する期待はますます高まっている。

その一方で、社会経済構造が変化して景気低迷が続く中、成熟社会にふさわしい行財政システムの構築が求められている。

県立病院は今、大きな変革期を迎えており、その中でいかに課題を解決しつつ、県民から信頼 され安心できる病院を構築していくかが大きな問題となっている。

このような状況の中、県立病院に勤務する薬剤師は、医療スタッフの一員としてより深い知識と技能を習得し、期待される県民サービス向上の一翼を担っていく義務がある。

そこで、県立病院の人的、物的資産を有効に利用し、薬剤業務の効率化を図ると共に、質の高い医療の提供のために、県立病院の相互利用に関する基本方針を策定した。

(2) 研修目標

- ア 総合型病院と専門型病院の双方の特色をふまえて、県立病院に勤務する薬剤師全員が比較的短期間で知識・技能を習得して、資質の向上をはかり、もって医療スタッフの一員として患者サービスに寄与できること。
- イ 薬剤業務の効率化と標準化をはかり、病院経営の効率化に寄与できること。
- ウ 人的な交流を図ることで県立病院相互の理解を深めること。
- エ 物的資産を有効に活用できること。
- オ職場の活性化を図ること。

(3) 実施にあたっての留意事項

ア 実施手順

- (ア) 研修内容、時期等は原則として教育研修委員会で企画・立案する。
- (イ) 相互利用を効率よく実施するために、複数施設が参加できる合同研修を企画・立案する。
- (ウ) 実施については、薬剤部長会議において決定する

イ 実施方法

- (ア) 研修を受け入れる研修実施病院は、教育研修委員が中心となって研修生の受け入れ準備をする(なお、必ずしも教育研修委員が立ち会う必要はない。)。
- (4) 先進的業務を行っている病院については、講師を含め見学研修を実施する。
- (f) 特色ある病院固有の施設がある場合は、出来る限りその施設を利用しての研修とする。
- (エ) 各病院の会議室等研修施設を利用する。
- (オ) 原則として勤務時間内に研修を実施する。

ウ 研修実施後について

- (ア) 研修に参加した職員は、各所属で復命し研修内容を周知する。
- (イ) 研修に参加していない職員にも、研修内容についてホームページ等を利用して周知徹 底する。

5 外部派遣研修

(兵庫県立病院職員民間病院等派遣研修)

病院局掲示板 2009/08/10 兵庫県立病院職員民間派遣等派遣研修 参照

(1) 研修テーマ

次のテーマについて学び、業務の質の向上及び効率化を図る。

- 人材の育成
- ・専門的な技能の習得
- ・業務の効率化
- ・リスクマネージメント
- ・コスト管理
- ・担当業務の課題改善に向けての自己のテーマ

(2) 派遣期間

2週間以内の期間とする。

(3) 派遣先病院

ア 派遣先病院の選定

研修生が、研修テーマの達成できる病院を選定し、病院局において選定した病院の状況を判断し、派遣先を決定する。

- イ 派遣先病院との受け入れ調整
 - ① 研修生が所属する所属長が派遣先病院と事前調整
 - ② 病院局と派遣先病院の研修責任者による本調整
 - ③ 文書による正式依頼

(4) 派遣研修生の選考

- ア対象者
 - ① 勤務成績が優秀であり、研究意欲の旺盛な職員
 - ② 当該年度の4月1日において、在職期間が5年以上の職員
- イ 選考方法

公募制をとり、所属長推薦により病院局が決定する。

(5) 研修方法

- ア 設定した研修テーマに関する課題の問題解決ができるよう、研修生は研修計画を立案する。
- イ 研修計画は、所属長と事前に調整する。
- ウ 研修テーマによっては、業務の実践を必要とするところがあり得るが、この場合は業務内容、 業務手順等を充分に把握した上で、責任を持った行動がとれる状況でなければ実践してはなら ない。把握不十分な場合は、見学もしくは派遣先病院の責任下において共同で実施することに とどめること。
- エ 医療事故につながる可能性の高い業務について実施する場合には、派遣先病院担当者の指示のもとで行う。
- オ 研修後は、1ヶ月以内に所属長に報告書を提出する。
- カ 職場の報告会において研修結果を報告する。

改 訂 記 録

	年 月	改 訂 委 員 会 名 等	備考
初版	平成 16 年 3 月	兵庫県立病院薬剤部長会議 教育研修部	
第1回改訂	平成 16 年 5 月	兵庫県立病院薬剤部長会議 教育研修委員会 (主な改訂内容) 組織改正が行われたため県立病院薬剤部長会議教育研 修委員会設置要綱を改訂した。	
第2回改訂	平成18年3月	兵庫県立病院薬剤部長会議 教育研修委員会 (主な改訂内容) 1 組織改正が行われたため、指針の文言を改訂した。 2 階層別研修を、現状に合わせて一部改訂した。 2 薬剤師数、役職単位数および認定薬剤師数の人数に変動があったため改訂した。 3 専門薬剤師の制度が新設されたため追加した。 4 県立病院の特色を、今年度発行の「病院局事務概要」を参照して改訂した。 5 平成16年度に「新人研修標準マニュアル」を改訂したため、資料として掲載している「新人研修	
第3回改訂	平成20年3月	標準マニュアル」の目次を改訂した。 兵庫県立病院薬剤部長会議 教育研修委員会 (主な改訂内容) 1 薬剤師数、役職、病院名に変更があったため改訂した。 2 専門薬剤師の拡大に伴い名称を追加・変更した。 3 県立病院の特色を、今年度発行の「病院局事務概要」を参照して改訂した。	
第4回改訂	平成22年3月	兵庫県立病院薬剤部長会議 教育研修委員会 (主な改訂内容) 1 資料〈階層別研修において各病院で実施する研修の 取り扱い〉を追加した。 2 県立加古川病院を県立加古川医療センターに改称 した。 3 のじぎく医療センターの名称を削除した。 4 各病院の特色を改訂した。	
第5回改訂	平成23年3月	兵庫県立病院薬剤部長会議 教育研修委員会 (主な改訂内容) 1 「Iはじめに」の内容を変更した。 2 薬剤師数、役職、病院名に変更があったため改訂 した。 3 専門薬剤師の拡大に伴い名称を追加・変更した。 4 県立病院の特色を、今年度発行の「病院局事務概要」 を参照して改訂した。	

改 訂 記 録

	年 月	改 訂 委 員 会 名 等	備考
第6回改訂	平成 27 年 2 月	兵庫県立病院薬剤部長会議 教育研修委員会 (主な改訂内容) 1 Ⅲ教育研修体系に1教育研修体系の概念図及び2 教育研修委員会の役割を追加した。 2 基本方針に総合型薬剤師の育成を追加し、生涯研修について規定した。 3 専門・認定薬剤師の育成について教育システムを規定した。 4 県立病院薬剤師階層別研修体系の項目削除 5 県立淡路病院を淡路医療センターに改称した。 6 県立病院相互利用、県立病院の特色を改訂した。	
第7回改訂	平成28年3月	7 外部派遣研修を改訂した。 兵庫県立病院薬剤部長会議 教育研修委員会 (主な改訂内容) 1 「CPDに沿った生涯研修記録票≪新規採用者C PDシート≫」を作成した。	
第8回改訂	平成28年9月	兵庫県立病院薬剤部長会議 教育研修委員会 (主な改訂内容) 1 階層別研修(職位による)の階層区割りを変更した。	
第9回改訂	平成28年10月	兵庫県立病院薬剤部長会議 教育研修委員会 (主な改訂内容) 1 「4県立病院の相互利用(3)県立病院の特色」 を改訂した。	
第 10 回改訂	令和2年2月	兵庫県立病院薬剤部長会議 教育研修委員会 (主な改訂内容) 1 「4県立病院の相互利用(3)県立病院の特色」 を削除した。	

薬剤部内一般研修の手引き

目次

1	基	本方針	. 1
2	実	施方法	. 1
3	部	3内研修	. 1
	(1)	症例検討会(月 1 回以上)	. 1
	(2)	TDMフォローアップカンファレンス(月 1 回以上)	. 2
	(3)	チーム 医療(ICT、NST、緩和ケア等)カンファレンス・ラウンド結果	. 2
	に基	づく薬剤師研修(指導)(月1回・1チーム以上)	. 2
	(4)	実務研修(月 1 回)	. 2
	(5)	新規医薬品等の研修会(月 1 回以上)	. 2
	(6)	疾患別病態生理・治療研修会(月 1 回以上)	. 2
	(7)	リスク管理委員会や業務標準化推進委員会で規定する研修会	. 3
	(8)	出張報告会(随時)	. 3
	(9)	診療報酬に関する研修会(随時)	. 3
	(10)	その他	. 3

1 基本方針

薬剤部内一般研修は、個人の資質(資格取得等のための資質)の向上というより、薬剤部が 院内の薬物療法等の医薬品にかかる業務(医療)に主体的に参画し、薬剤師の職能を最大限に 発揮できるように、単に最新の専門知識の習得だけでなく、習得した専門知識が有効に発揮 できることも主目的として、全職員を対象とした効果的な研修会を全県立病院で実施すべき ものである。

研修内容は、近年、特に薬物療法にかかる医療現場への薬剤師の積極的な関わりが期待されていること(①病棟薬剤業務実施加算やがん患者指導管理料3等の診療報酬の新設②チーム医療における薬剤師の積極的参画にかかる厚生労働省医政局長通知③薬学教育6年制の導入等)から、医療現場への薬剤師の積極的な介入の円滑な推進を図るための研修を重点的に行う。

また、①薬物療法に関して積極的に考え、医師と議論できる能力を養う②実践に活かせる研修効果を高める等の目的から、症例検討会等の研修会(主に病棟薬剤業務・薬剤管理指導業務関連の研修会)では単に担当者から報告させるだけではなく、報告後にその内容についてディスカッションできる研修方式(対話型研修)とする。

2 実施方法

- ・各病院で部内教育研修担当者が年度当初に年間計画を作成し、計画的に実施する。
- ・症例検討会等の研修会(主に病棟薬剤業務・薬剤管理指導業務関連の研修会)では、単に担当者から報告させるだけではなく、報告後にその内容についてディスカッションできる研修方式(対話型研修)とし、効率的な業務手法、患者や医療スタッフとのコミュニケーション方法等についてもディスカッションの対象とする。
- ・症例検討会等の研修会(主に病棟薬剤業務・薬剤管理指導業務関連の研修会)では、ディスカッションを「盛り上げる」とともに、高いレベルの専門的知識等に基づいた有意義なものにするためには、司会進行担当者の果たす役割が非常に大きいことから、司会進行者はこのことに十分留意して進行する。
- ・必要に応じて、医師等外部講師も検討する。
- ・薬剤部全体のレベルアップ状況を常時把握し、必要に応じて、作成した年間計画の研修内 容の適正化及び追加研修の実施を図る。

3 部内研修

(1) 症例検討会(月1回以上)

病棟担当薬剤師が行なった病棟薬剤業務(処方提案・処方変更を含む)や薬剤管理指導業務について報告を行い、薬物療法への介入の妥当性について全職員で評価・検討を行う。 症例検討会の検討内容・実施方法等については、「薬剤管理指導マニュアル(H25.2 兵庫県立病院薬剤部長会議)」によるほか、教育育成上の観点から次の事項に留意すること。 ・研修会を円滑に進めるために、報告内容・方法はあらかじめ各病棟薬剤師間で共有す ることが望ましい。

・ディスカッションでは医師の治療方針が妥当かどうか「掘り下げて」検討するなど、 十分な医学・薬学の最新の知見から検討(議論)を行う。

(2) TDMフォローアップカンファレンス(月1回以上)

抗MRSA薬等のTDM解析結果に基づく処方指導例を報告するとともに、TDM(あるいはICT)担当者が、①事前に行った解析内容②血中濃度測定回数③解析結果に基づく処方指導(提案)内容等の妥当性に関する「後ろ向きに行った検討・評価」を提示して、研修(指導)を行い、解析内容等の一層の適正化を図る。

(3) チーム 医療 (ICT、NST、緩和ケア等) カンファレンス・ラウンド結果 に基づく薬剤師研修(指導)(月1回・1チーム以上)

ICT等のチーム医療で行うカンファレンスやラウンドで指摘又は問題となる薬物療法(抗菌薬の使用方法など)に関する事例は、病棟担当薬剤師が行なった薬剤管理指導業務や病棟薬剤業務等の業務内容が不十分であったと考えられるため、各チーム医療のカンファレンスやラウンドで問題となった薬物療法に関する事例について、考え方、対処方法の周知徹底を図る。

(4) 実務研修(月1回)

業務を円滑かつ正確に行うために、調剤・注射、抗がん剤の調製、薬剤管理指導業務等のいわゆる「ルーチン業務」について、業務内容・手順・技法等の再確認を行うとともに、当該業務における留意点について研修を行う。

(5) 新規医薬品等の研修会(月1回以上)

薬剤管理指導業務等を的確に実施するうえで修得しておくべき新規医薬品等に関する 研修会を実施する。

(6) 疾患別病態生理・治療研修会(月1回以上)

適切な薬剤管理指導業務・病棟薬剤業務を実践するうえで不可欠となる各疾患の病態生理や標準的な治療薬にかかる最新の基礎的な知見について、研修を行う。

研修対象となる疾患には、ラダー1及び2に到達するために必要な病態生理等の基本知識の習得(総合型薬剤師育成ラダーの手引き参照)にかかる研修会を開催することとし、次の例を参考とするなど計画的(1~2年以内にすべての項目を網羅)に実施する。

専門・認定薬剤師研修対象者が在籍する場合、専門分野について、医師・薬剤師をはじめとするメディカルスタッフを講師とした研修を行う。

専門・認定薬剤師は積極的に講師となり、後進の育成を行う。

<例>

月	臓器別分類	疾患名
4	心臓および血管系	不整脈、心不全、虚血性心疾患、高血圧
5	消 // 型交	消化性潰瘍、炎症性腸疾患、腸炎、肝炎・
9	消化器系	肝硬変、膵炎
6	腎臓および尿路	腎不全、ネフローゼ症候群
7	肺および気道	喘息、肺気腫、COPD
8	ナルエン产生時間	甲状腺機能低下症·亢進症、糖尿病、脂質
0	ホルモン産生臓器	代謝異常症、高尿酸血症
9	 神経および筋	脳血管疾患、てんかん、統合失調症、うつ
9	仲柱やよい肋	病、躁うつ病
10	耳鼻咽喉	メニエール病、アレルギー性鼻炎
11	皮膚	湿疹、薬疹、褥瘡
12	眼	白内障、緑内障
1	骨、関節	骨粗しょう症、関節リウマチ
2	_	後天性免疫不全症
3	聯界和重州時官	胃がん、肺がん、乳がん、肝がん、大腸が
3	臓器別悪性腫瘍 	ん、子宮がん、前立腺がん

(7) リスク管理委員会や業務標準化推進委員会で規定する研修会

(8) 出張報告会(随時)

学会、部外研修会の内容を薬剤部内で報告し、情報や知識の共有化を図る。

(9) 診療報酬に関する研修会(随時)

医薬品の適正使用や経営上の観点から、診療報酬に関する知識の習得は不可欠であるため、診療報酬の改定時(2年ごと)にはすみやかに診療報酬にかかる研修会を実施するとともに、保険委員会等で問題となった薬物療法にかかる事例について周知徹底を図る研修会を適宜開催する。

(10) その他

- ・専門病院等で他の病院では実施していない独自の業務がある場合であって、当該業務 の運営又は人材の育成にかかる教育が必要な場合は、当該業務にかかる研修会を実施 する。
- ・新たに業務を開始する際には業務内容・手順・技法等の周知徹底を図る研修会を実施 する。
- ・薬学的介入症例の報告の作成方法や論文作成等について学ぶことができる研修等を企 画・実施する。

CPDに沿った生涯研修の手引き

目次

1	CPDについて	. 1
2	C P Dに沿った生涯研修の実施方法	. 1
	CPDに沿った生涯研修記録票≪CPDシート≫	
	CPDに沿った生涯研修記録票≪評価シート≫	. 4

1 CPDについて

CPDとは、「生涯職能開発(Continuing Professional Development: CPD)」のことである。国際薬剤師・薬学連合(InternationalPharmaceuticalFederation: FIP)では、CPDを「生涯にわたりプロフェッショナルとして継続的な能力を確保するために知識、技能、態度を発展させ拡大し体系的に維持していく薬剤師個々の責務」と定義している。多くの先進国では、このCPDの考え方に沿って生涯学習の義務化と免許更新が制度化されており、薬剤師職能の維持・向上のために重要な役割を果たしている。

県立病院においても個々の薬剤師が、専門職としての能力・適性を常に確保するために、生涯を通じて知識、技術、態度を計画的に維持、発展、拡充できるようCPDに

そのプロセスは5ステップのサイクルから構成される。

- 1(自己査定) 個々の薬剤師が自らの学習状況(実力) とこれからの目標についてまず自己査定を行う。
- 2(計画立案) 目標を達成するために自ら学習計画を 立案する。
- 3(実行) 計画を実行する。

沿った生涯研修を実施する。

- 4(実施記録) 実施した研修内容を記録する。
- 5(評価) 結果を薬剤師職能の向上と患者の利益向上の面から評価する。
- 1から5のサイクルを繰り返し、能動的に学習する。

2 CPDに沿った生涯研修の実施方法

- (1) 「CPDに沿った生涯研修記録票**《CPDシート》**(以下**《CPDシート》)**」の活用 次の方法により①自己査定→②計画立案→③実行→④実施記録→⑤評価のサイクルで年度毎に実施す る。
 - ①自己査定…前年度までに習得してきた項目や担当業務について自己診断を行い、さらに研修するべき項目は何かを設定する。 \Rightarrow 《CPDシート》 項目に記入
 - ②計画立案…①自己査定で設定した項目について自ら研修するための方法を検討する。

⇒ 《CPDシート》 計画に記入

1 自己査定

4実施記録

(例:学会・研修会での発表、書籍・文献での調査、学習グループを作る等)

- ③実行……②計画立案を実行する。
- ④実施記録…③の実行した内容についての記録を作成する。

⇒ 《CPDシート》 実施記録に記入

注:学会・研修会等に参加した場合は日本病院薬剤師会の生涯研修記録への記載 でも可とする

- ⑤評価……実施した内容について評価を行い、業務に反映させ、次の学習へとつなげる。
 - ⇒ CPDに沿った生涯研修記録票《評価シート》(以下《評価シート》) 達成度・理解度、 自己評価、総合的な評価・次年度の課題等に記入

(2) 「CPDに沿った生涯研修記録票≪新規採用者CPDシート≫」の活用 県立病院で初めて勤務する者(以下新規採用者)は、この≪新規採用者CPDシート≫を活用して 研修を計画立案する(別添 2 − 1)。

(3) 部内報告の方法

- ①研修対象者は、年度初めに②計画立案を行った後、部内教育研修担当者に**《CPDシート》**にて報告後、教育研修委員に報告する。
- ②教育研修委員は、**《CPDシート》**を取りまとめ薬剤部長に報告する。
- ③研修対象者は、年度末に⑤評価を行った後、**《評価シート》**を部内教育研修担当者に提出し、確認後、教育研修委員に報告する。
- ④教育研修委員が**≪評価シート≫を**取りまとめ薬剤部長に報告する。

CPDに沿った生涯研修記録票≪CPDシート≫

平成 年度 氏名

確認印	薬剤部長	教育研修委員	部内教育研修担当者
(計画時)			

項目	т石	Ħ		計画		実 施 記 録
番号	項	目	予定月日	内 容	月日	内 容
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						
(5)						

CPDに沿った生涯研修記録票≪評価シート≫

確認印	薬剤部長	教育研修委員	部内教育研修担当者
(評価後)			

CPDを用いた生涯研修記録票《CPDシート》 **の項目番号と**《評価シート》の**項目番号を**あわせて記入すること。

評価シート提出時は、CPDシートも合わせて提出すること。

「達成度・理解度」はA~C3段階で自己評価により記入する。

3 段階評価	3段階評価の目安		
A おおむね80%以上達成できた			
В	60%から80%程度達成できた		
С	60%未満の達成度である		

自己評価の項目

- 1生涯研修により得られたものは何か。
- 2生涯研修の成果はどのような場面で活かされているか。
- 3成果により患者の利益となるものが得られたか
- 4生涯研修により自分に何か変化はあったか。

「A」または「B」の自己評価で到達目標を達成できたとする。

「C」の場合その原因を精査して次年度には達成できるよう計画立案する。

項目番号	達成度理解度	自 己 評 価	総合的な評価・次年度の課題等
(1)			
(2)			
(3)			
(4)			
(5)			

CPDに沿った生涯研修記録票≪新規採用者CPDシート≫

- ・項目の欄は「総合型薬剤師育成ラダーの手引き」の総合型薬剤師育成ラダー(領域別)の領域 と到達目標(小項目)の番号を記載している。
- ・総合型薬剤師育成ラダー(領域別)の新人研修標準マニュアルに対応した項目[(1)の印がある小項目]を中心に研修計画しているが、それ以外に追加があれば記入する。

※「」: 県立病院共通のマニュアル等 【業務マニュアル】: 各病院の関連するマニュアル等

平成	年度	氏名
T-1,1,X	十尺	-

確認印	薬剤部長	教育研修委員	部内教育研修担当者
(計画時)			

項目	石 口	計画		実 施 記 録		
番号	項目	予定月日	内 容	月	日	内 容
(1)	領域 1 基本的薬剤師業務 小項目 1~16、 24~27 43~45		基本的な調剤業務(調剤、注射、鑑査)、薬品管理業務及び発注システムについて、「新人研修標準マニュアル」、「調剤内規にかかる共通指針」、「医薬品管理業務指針」、「ハイリスク薬等の管理マニュアル」及び【業務マニュアル】等を用いて学習・実践する。			
(2)	領域 1 基本的薬剤師業務 小項目 17~23 領域 4 医薬品情報の活用 小項目 24~25		高カロリー輸液調製業務及び抗がん剤調製業務について「新人研修標準マニュアル」、「高カロリー輸液調製マニュアル」、「抗がん剤調製マニュアル」及び【業務マニュアル】等を用いて学習・実践する。			
(3)	領域1 基本的薬剤師業務 小項目28~32 領域7 チーム医療 小項目3~6		薬剤管理指導業務及びチーム医療の意義と 薬剤師の役割、患者・医療関係者との円滑 なコミュニケーションについて「新人研修 標準マニュアル」、「チーム医療における薬 剤師業務指針」、「県立病院薬剤管理指導業 務マニュアル」及び【業務マニュアル】等 を用いて学習・実践する。			

項目	項目	計画		実 施 記 録		
番号	項目	予定月日	内 容	月日	内 容	
(4)	領域 1 基本的薬剤師業務 小項目 33~35		薬物血中濃度モニタリングについて「新人 研修標準マニュアル」、及び【業務マニュア ル】等を用いて学習・実践する。			
(5)	領域 1 基本的薬剤師業務 小項目 36~39		治験・臨床研究及び薬剤師の関わりについて「新人研修標準マニュアル」及び【業務マニュアル】等を用いて学習する。			
(6)	領域 1 基本的薬剤師業務 小項目 40~42		医薬分業の意義及び院外処方の運用について「新人研修標準マニュアル」及び【業務マニュアル】等を用いて学習する。			
(7)	領域 2 ヒューマニズム(倫 理) 小項目 1、2 領域 7 チーム医療 小項目 2		「新人研修標準マニュアル」、「県立病院年報」、「病院事業概要」及び県新人研修資料等を用いて学習する。			
(8)	領域 4 医薬品情報の活用 小項目 16~20		院内感染対策について院内感染対策研修会 等への参加、【業務マニュアル】等を用いて 学習・実践する。			
(9)	領域 4 医薬品情報の活用 小項目 21~23		医薬品情報の取り扱い及び提供のあり方に ついて「新人研修標準マニュアル」、「医療 事故防止のための薬剤業務マニュアル」及 び【業務マニュアル】等を用いて学習・実 践する。			

項目		計画		実 施 記 録		
番号	項目	予定月日	内 容	月 日	内 容	
(10)	領域 5 リスクマネジメント 小項目 7~11、 15、16		リスクマネジメントについて、「新人研修標準マニュアル」、「医療事故防止標準マニュアル」及び「医療事故防止のための薬剤業務マニュアル」等を用いて学習・実践する。 リスク管理委員会が行う『新入職者等に対するリスクマネジメント研修』や『実践検証』等を通じて学習し理解を深める。			
(11)	領域 6 法制度の遵守 小項目 1~5、 12~15		医薬品医療機器等法、薬剤師法、医療法等 薬剤師関連法規全般及び特定生物由来製品 について、「新人研修標準マニュアル」及び 関連書籍等を用いて学習する。			
(12)						
(13)						
(14)						
(15)						

総合型薬剤師育成ラダーの手引き

目次

1	総合	↑型薬剤師育成ラダーについて	1
2	総合	↑型薬剤師育成ラダーの実施方法	. 1
	(1)	計画立案・実行・実施記録・評価等について	. 1
	ア	自己査定	1
	1	計画立案	1
	ウ	実行	1
	エ	実施記録	1
	才	評価	1
	力	新規採用者について	2
	丰	その他	2
	(2)	ラダー3、ラダー4 (実践) の記録について	2
	(3)	部内報告	2

1 総合型薬剤師育成ラダーについて

総合型薬剤師育成のための生涯研修を実施する上で県立病院薬剤師として習得が必要な領域は、1医療倫理と法、2基本的な薬剤師業務、3チーム医療、4医療安全、5ファーマシューティカルケアである。この領域について県立病院薬剤部長会議作成の「新人研修標準マニュアル」と2009年に日本薬剤師会が策定した「薬剤師に求められるプロフェッショナルスタンダード(Professional Standard: PS)」を参考に必要な項目を抽出し、レベル毎に「到達目標」を決め、総合型薬剤師育成ラダー(以下ラダー)を作成した。「ラダーは総合型薬剤師育成ラダー(領域別)(別添3-1)」とラダー3及びラダー4については、「ラダー3、ラダー4(実践)の記録」(P2(2)参照)の作成が研修項目である。

このラダーに記載された項目についてCPDに沿って自己学習し、「CPDに沿った生涯研修の手引き」(別添2)の「CPDに沿った生涯研修記録票」へ記録し、自己評価することで学習の進捗状況を把握する。

2 総合型薬剤師育成ラダーの実施方法

(1) 計画立案・実行・実施記録・評価等について

ラダーは以下の点に注意し、「CPDに沿った生涯研修の手引き」に基づき自己学習を 行う。

ア 自己査定

年度当初に、昨年度までに達成した項目について自己判断を行い、さらに今年度達成すべき項目は何かを設定し、「CPDに沿った生涯研修記録票《CPDシート》(以下《CPDシート》)」に記入する。

イ 計画立案

ア 自己査定で設定した項目について自ら研修するための方法を検討し、参加可能な研修会や書籍等を調査するなどして計画を立て、《CPDシート》に記入する。

ウ 実行

イ 計画立案を実行する。研修会等への参加が難しい場合は、自己学習の観点からインターネット等を利用した学習を行う。

工 実施記録

<u>ウ</u>実行した内容についての記録を作成する。実施した内容は≪CPDシート≫」に記入する。

才 評価

実施した内容について評価を行い、業務に反映させ、次の学習へとつなげる。

(ア)総合型薬剤師育成ラダー(領域別)について

到達目標(小領域)毎に自己評価を行う。

「達成度・理解度」はA~C3段階で自己評価により記入する。

A:おおむね80%以上達成できた

B:60%から80%程度達成できた

C:60%未満の達成度である

詳細は、ラダーは総合型薬剤師育成ラダー (領域別) (別添3-1) 参照

(イ) ラダー3、ラダー4 (実践) の記録

総合型薬剤師育成ラダー3・4 (実践)の記録作成について(別添3-3)により自己評価する。

- (ウ) 総合的な評価を「CPDに沿った生涯研修記録票≪評価シート≫(以下 ≪評価シート≫)」により行う。
- カ 新規採用者について

新規採用者は、新人研修標準マニュアルの理解が必須である。ラダーレベル 1の評価項目に(1)と記載したものは、新人研修標準マニュアルに記載され ている内容であり、優先して1年目に学習を行なうべき項目とする。

キ その他

ラダーは総合型薬剤師育成ラダー(領域別)の「列挙できる」、「説明できる」、「提案できる」の具体的事例については、総合型薬剤師育成ラダーの考え方(別 添 3 - 2)を参照する。

(2) ラダー3、ラダー4 (実践) の記録について

後進の育成に寄与し、さらに、部下を統率して薬剤師のリーダーとしてチーム医療に 貢献できる薬剤師を育成するため、ラダー研修で評価する到達目標(小項目)以外にも、 ラダー 3 では医師と協働し安全な薬物療法を提供した事例の記録及び後進を育成した事例の記録(「事例及び後進育成記録」別添3-4)、ラダー4 ではチームリーダーの目標 管理の実践としての記録(「目標管理記録」別添3-4)を作成する。

(3) 部内報告

ア 研修対象者は、年度初めに②計画立案を行った後、部内教育研修担当者に**《CP Dシート**》にて報告後、教育研修委員に報告する。

- イ 教育研修委員は、**《CPDシート》**を取りまとめ薬剤部長に報告する。
- ウ 研修対象者は、年度末に<a>⑤評価を行った後、**《評価シート》**を部内教育研修担当者に提出し、確認後、教育研修委員に報告する。
- エ 教育研修委員が**《評価シート》を**取りまとめ薬剤部長に報告する。

別添 3-1

(薬剤師としての基礎を確立するレベル)

調剤等基本的業務が行え、医薬品の特性(吸収、分布、代謝、排泄)や用法・用量等を把握し医薬品の適正使用を実践できる。一般的疾患のガイドライン・クリニ に説明できる。

ラダ-

(病院薬剤師の知識を活かし医療に貢献するレベル)

病院薬剤師として様々な疾患の治療ガイドラインを把握し、高い薬学的知識を持っ て、病棟等で医師に対し薬剤選択、投与量、投与方法、投与期間やモニタリング カルパス等で規定された標準的治療について理解し薬剤管理指導で患者に適切 に基づく薬剤の変更等について積極的に処方提案ができる。薬物治療を受けてい る患者に対し、副作用の状況や有効性などの薬学的管理が行える。

ラダー2

ラダー3

(病院薬剤師としての模範となり後進を育成するレベル)

病院薬剤師としての高い薬学的知識を前提に様々な疾患に対して薬物治療を行 う上で医師と協働し患者に安全な薬物療法を提供できる。このラダーでは後進の 育成も研修項目とする。

(チームメンバーの方向付けを行い担当業務の目標達成に貢献するリーダーレ ベル)病院薬剤師として優れた調整能力を前提に様々なチームを統率するために メンバーの方向付けを実践しあらゆる薬剤業務について目標達成に向けてリー ダーシップが発揮できる。

自己評価の基準について

「達成度・理解度」はA~C3段階で自己評価により記入する。「A」: おおむね80%以上達成できた 「B]:60%から80%程度達成できた 「C」:60%未満の とし、「A」または「B」の自己評価で到達目標を達成できたとする。「C」の場合その原因を精査して次年度には達成できるよう計画立案する。「A」また 達成度である |は「B」の自己評価した場合には、その年度を達成年度欄に記入する。部内教育研修担当者は、確認をして達成できているときには、終了欄にチェック(レ点)を記入

到達目標の(1)は新人研修標準マニュアルに記載されている項目であり、1年目での履修を必須とする

【1. 基本的薬剤師業務】45項目

一般目標(中項目)	到達目標(小項目)	ラダ゛	- 終了	達成年度	自	己評	価
	1 調剤のながれを理解する	1			Α	В	С
	2 調剤関連機器の操作方法、清掃方法を理解する	1			Α	В	С
	3 錠剤の粉砕の可否を理解する	1			Α	В	С
	4 散薬・水薬の配合変化を理解する	1			Α	В	С
	5 処方箋鑑査事項について説明できる(1)	1			Α	В	С
	6 処方箋の法的記載事項を説明できる(1)	1			Α	В	С
	7 疑義照会ができる(1)	1			Α	В	С
	8 調剤時の留意点を説明できる(1)	1			Α	В	С
	9 調剤の内規を理解している(1)	1			Α	В	С
	10 正確な調剤を理解する(1)	1			Α	В	С
	11 医薬品の剤形及び種類とその特徴を理解する(1)	1			Α	В	С
	12 調剤時の鑑査を理解する(1)	1			Α	В	С
	13 注射剤の定義・種類・適用法・条件等を理解する(1)	1			Α	В	С
	14 注射剤の交付・供給方法について理解する(1)	1			Α	В	С
	15 注射剤の混合と配合変化について理解する(1)	1			Α	В	С
	16 注射剤調剤とリスクマネジメントについて理解する(1)	1			Α	В	С
	17 TPN調製の意義を理解する(1)	1			Α	В	С
	18 TPN調製の留意点を理解する(1)	1			Α	В	С
	19 高カロリー輸液療法について理解する(1)	1			Α	В	С
	20 抗がん剤調製の意義を理解する(1)	1			Α	В	С
	21 抗がん剤調製の危険性及びその対策を理解する(1)	1			Α	В	С
	22 抗がん剤調製のための必要な設備、器具等を理解する(1)	1			Α	В	С
調剤業務を習得する	23 抗がん剤調製の手順を理解する(1)	1			Α	В	С
•	24 薬品管理の目的を理解する(1)	1			Α	В	С
	25 薬品管理の対象は薬剤部に限らず、院内全体であることを理解する(1)	1			Α	В	С
	26 医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法に基づいた管理を理解す	る(1) 1			Α	В	С
	27 発注システムについて理解する(1)	1			Α	В	С
	28 薬剤管理指導業務の流れについて理解する(1)	1			Α	В	С
	29 服薬指導の実施にあたっての留意点について理解する(1)	1			Α	В	С
	30 POS について理解する(1)	1			Α	В	С
	31 クリニカルパスと薬剤師の関与を理解する(1)	1			Α	В	С
	32 医療関係者との良いコミュニケーションをとることの重要性を理解する(1)	1			Α	В	С
	33 薬物血中濃度モニタリングの意義を理解する(1)	1			Α	В	С
	34 薬物血中濃度モニタリングの対象薬と特定薬剤治療管理料算定について理	1 (1)			Α	В	С
	35 薬物血中濃度モニタリングの留意点を理解する(1)	1			Α	В	С
	36 治験の意義を理解する(1)	1			Α	В	С
	37 GCP の目的を理解する(1)	1			Α	В	С
	38 治験における薬剤師の役割を理解する(1)	1			Α	В	С
	39 治験全般について理解するための基本的な知識を学ぶ(1)	1			Α	В	С
	40 医薬分業のメリット・デメリットを理解し、患者に院外処方せんについて説明:	ができる(1) 1			Α	В	С
	41 院外処方せんが発行されるまでの院内の流れを理解する(1)	1			Α	В	С
	42 院外処方せん発行業務と薬剤師の関わりを理解する(1)	1			Α	В	С
	43 外用剤の使用方法、留意点を説明できる	1			Α	В	С
	44 自己注射薬の使用方法、留意点を説明できる	1			Α	В	С

別添 3-1

45 院内製剤の目的、留意点を説明できる 1 □ A B C

【2. ヒューマニズム(倫理)】42項目

一般目標(中項目)	到達目標(小項目)	ラダー	終了	達成年度	自	己評	価
	1 兵庫県職員として自覚をもち行動に責任を持つ(1)	1			Α	В	С
	2 専門知識を十分に活用し医薬品適正使用という薬剤師の責任について理解する(1)	1			Α	В	С
	3 医療の担い手として、生涯にわたって自ら学習する大切さを認識できる	1			Α	В	С
	4 医療の担い手として、社会のニーズを把握できる	1			Α	В	С
	5 医療の担い手が守るべき倫理規範を説明できる	1			Α	В	С
	6 医療倫理の歴史(ヘルシンキ宣言・ヒポクラテスの誓いなど)を概説できる	1			Α	В	С
	7 医療にかかわる倫理的問題を列挙できる	1			Α	В	С
	8 薬剤師倫理規定を概説できる	1			Α	В	С
	9 薬剤師綱領を概説できる	1			Α	В	С
	10 医療法第1条の2を概説できる	1			Α	В	С
	11 薬剤師法第1条について概説できる	1			Α	В	С
	12 救命救急に薬剤師が関わる意義を説明できる	1			Α	В	С
	13 人の誕生、成長、加齢、死の意味を考察し、討議できる	2			Α	В	С
	14 環境に配慮する意義を考察し、討議できる	2			Α	В	С
	15 自らの体験を通して、生命の尊さと医療の関わり合いについて討議できる	2			Α	В	С
	16 死に関わる倫理的問題(安楽死、尊厳死、脳死など)について討議できる	2			Α	В	С
	17 予防、治療、延命、QOLについて説明できる	2			Α	В	С
	18 誕生に関わる倫理的問題(生殖技術、クローン技術、出生前診断など)の概略と問題点を説明できる	2			Α	В	С
	19 医療の進歩(遺伝子診断、遺伝子治療、移植、再生医療、難病治療など)に伴う生命観の変遷を概説できる	2			Α	В	С
医療人としての倫理	20 医療にかかわる諸問題から、自ら課題を見いだし、それを解決する能力を醸成する	2			Α	В	С
観と責任感を身に つけ、薬剤師として	21 インフォームドコンセントの定義と必要性を説明できる	3			Α	В	С
の行為の重要性を	22 ファーマシューティカルケアについて説明できる	3			Α	В	С
理解する	23 患者の心理状態を把握し、配慮できる	3			Α	В	С
	24 不自由体験などの体験学習を通して、患者の気持ちについて討議できる	3			Α	В	С
	25 緩和ケア病棟などの意義について説明できる	3			Α	В	С
	26 緩和医療について説明できる	3			Α	В	С
	27 病名を宣告された患者や家族の心理状態について配慮できる	3			Α	В	С
	28 患者やその家族の話を傾聴することができる	3			Α	В	С
	29 倫理委員会に諮る必要がある新規院内製剤について説明できる	3			Α	В	С
	30 倫理委員会に諮る必要がある適応外使用について説明できる	3			Α	В	С
	31 隔離を必要とする伝染病罹患患者について説明できる	3			Α	В	С
	32 患者の個人的、社会的背景が異なっていても分け隔てなく対応できる	3			Α	В	С
	33 患者やその家族の持つ価値観が多様でありえることを認識し、柔軟に対応できる	3			Α	В	С
	34 ファーマシューティカルケアに基づいて行動できる	4			Α	В	С
	35 相手の心理状態とその変化に配慮し、適切に対応できる	4			Α	В	С
	36 緩和医療における薬剤師の役割について説明、実践できる	4			Α	В	С
	37 疼痛緩和ケアについて実践できる	4			Α	В	С
	38 末期患者の精神的ケアを説明し実践できる	4			Α	В	С
	39 認知症のケアについて説明し実践できる	4			Α	В	С
	40 患者および家族の心理状態を把握し配慮できる	4			Α	В	С
	41 臨床心理学の必要性について説明できる	4			Α	В	С
	42 患者からの診療情報開示に対して適切に対応できる	4			Α	В	С

【3. 医薬品の適正使用】194項目

【3. 医薬品の適正使 一般目標(中項目)	到達目標(小項目)	ラダー	終了	達成年度	自	己評	価
	1 一般名に対応する医薬品について列挙できる	1			Α	В	С
	2 心臓および血管系における代表的な疾患を列挙できる	1			Α	В	С
	3 不整脈の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	4 心不全の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	5 虚血性心疾患の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	6 高血圧の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	7 消化器系(胃・十二指腸、小腸、大腸、肝臓・胆道、膵臓)における代表的な疾患を列挙できる	1			Α	В	С
	8 消化性潰瘍の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	9 炎症性腸疾患の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	10 腸疾患の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	11 肝炎・肝硬変の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	12 膵炎の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	13 泌尿器における代表的な疾患を列挙できる	1			Α	В	С
	14 CKD病態と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	15 ネフローゼ症候群の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	16 生殖器に関する代表的な疾患を列挙できる	1			Α	В	С
	17 気管支・呼吸器における代表的な疾患を列挙できる	1			Α	В	С
	18 気管支喘息の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	19 内分泌系にかかる代表的な疾患を列挙できる	1			Α	В	С
	20 脳下垂体に関する疾患の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	21 甲状腺疾患の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	22 女性・男性ホルモンに関する疾患の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	23 副腎皮質ステロイドの生理・薬理作用及び適応と注意が列挙できる	1			Α	В	С
	24 糖尿病とその合併症の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	25 脂質異常症の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			A	В	С
	26 高尿酸血症の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			A	В	С
	27 自律神経および筋に関する代表的な疾患を列挙できる 28 神経および筋に関する疾患の標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	28 神経および筋に関する疾患の標準的な治療薬を列挙できる 29 脳血管疾患の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	B B	С
患者の利益を最大	30 てんかんの病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			A	В	С
限に守るため、医薬 品適正使用に必要	31 代表的な精神疾患を列挙できる	1			A	В	С
な学問的知識・技	32 統合失調症の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			A	В	С
能・態度を身につけ	33 うつ病、双極性障害の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			A	В	С
న	34 耳鼻咽喉に関する疾患の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	35 皮膚に関する疾患の標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	36 眼に関する疾患の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	37 骨、関節に関する代表的な疾患を列挙できる	1			Α	В	С
	38 骨粗しょう症の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	39 関節リウマチ(RA)の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	40 代表的なアレルギーおよび免疫に関する疾患を列挙できる	1			Α	В	С
	41 アナフィラキシー・ショックの病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	42 免疫を抑制する薬物について列挙できる	1			Α	В	С
	43 臓器別悪性腫瘍に用いる代表的な治療薬を列挙できる	1			Α	В	С
	44 栄養障害の病態と代表的な治療(対応)法を列挙できる	1			Α	В	С
	45 経口投与薬物の吸収に影響を及ぼす因子を列挙できる	1			Α	В	С
	46 薬物の主要排泄経路と排泄様式について説明できる	1			Α	В	С
	47 薬物の初回通過効果について説明できる	1			A	B	С
	48 TDMのデータに基づいて適切な投与方法について提案できる	1			Α	В	С
	49 高齢者に対する薬物治療で注意すべき点を列挙できる 50 主な感染症の病態と原因を説明できる	1			Α	В	С
	50 主な感染症の病態と原因を説明できる 51 標準的な代表的な抗菌薬を体系的に分類し、抗菌スペクトルと作用機序を説明できる	1			Α	В	С
	52 薬剤耐性獲得の仕組みについて説明できる	1			Α	B B	С
	53 標準的な抗真菌薬の作用機序を説明できる	1			A	В	С
	54 腎臓疾患を伴った患者に対する薬物治療における注意点を列挙できる	1			A	В	С
	55 肝臓疾患を伴った患者に対する薬物治療における注意点を列挙できる	1			A	В	С
	○○ が	1 '					J

総合型薬剤師育成ラダー(領域別)	_		別添	3-	1	
56 心臓疾患を伴った患者に対する薬物治療における注意点を列挙できる		1		Α	В	С
57 診療記録や看護記録、検査所見などから、薬効や副作用、相互作用に関する情報を収集で	きる	1		Α	В	С
58 医療スタッフが日常使用している専門用語を正確に説明できる		1		Α	В	С
59 抗菌薬の代表的な副作用とその兆候を説明できる		1		Α	В	С
60 不適切な処方について、その理由を説明できる		1		Α	В	С
61 薬物の特徴(脂溶性・水溶性)による分布の違いについて説明できる		1		Α	В	С
62 薬物の代謝様式と主要な代謝酵素について説明できる(CYP・P糖蛋白など)		1		Α	В	С

別添 3-1

		<u>総合型薬剤師育成ラダー(領域別)</u>			別添	3-	1	
一般目標(中項目)		到達目標(小項目)	ラダー	終了	達成年度	自	己評	価
	63	薬物の体内動態と薬効の関係について説明できる	1			Α	В	С
	64	薬物の代表的な投与経路について、それぞれの特徴を説明できる	1			Α	В	С
	65	経口投与薬物の吸収に影響を与える因子について説明できる	1			Α	В	С
	66	薬物の脳移行性と脳血液関門の特徴を説明できる	1			Α	В	С
	67	薬物と血漿タンパク質との結合と薬効の関係について説明できる	1			Α	В	С
	68	薬物と血漿タンパク質との結合と薬物の組織移行性の関係について説明できる	1			Α	В	С
		薬物の肝クリアランスについて説明できる	1			Α	В	С
		薬物の腎クリアランスについて説明できる	1			Α	В	С
		薬物の血中濃度推移と全身クリアランス、分布容積について説明できる	1			Α	В	С
		反復投与時の薬物血中濃度推移について説明できる	1			Α	В	С
		標準的な治療薬の投与量、投与方法・期間について理解している	2			A	В	С
		不整脈の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			A	В	С
		心不全の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる 虚血性心疾患の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			A	В	С
		虚血性心疾患の病患生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる 高血圧の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			A	B B	С
		消化性潰瘍の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			A A	В	С
		次症性腸疾患の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			A	В	С
		陽疾患の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
		肝炎・肝硬変の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
		膵炎の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
		CKD病態と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
	84	ネフローゼの病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
	85	気管支喘息の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
	86	脳下垂体に関する疾患の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
	87	甲状腺に関する疾患の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
	88	女性・男性ホルモン性腺に関する疾患の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
	89	糖尿病とその合併症の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
	90	脂質代謝異常症の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
	91	高尿酸血症の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
患者の利益を最大		自律神経および筋に関する標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
限に守るため、医薬 品適正使用に必要		脳血管疾患に関する標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
な学問的知識・技	94	てんかんの病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			A	В	С
能・態度を身につけ		統合失調症の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる うつ病、双極性障害の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			A		С
ර්		丁分柄、水極性障害の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			A A	B B	С
		皮膚に関する疾患の標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			A	В	С
		眼に関する疾患の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
	100	骨粗しょう症の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
	101	関節リウマチ(RA)の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
	102	アナフィラキシー・ショックの病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
	103	後天性免疫不全症の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
	104	標準的な抗ウィルス薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
	105	臓器別悪性腫瘍薬の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる	2			Α	В	С
		経腸栄養療法および標準的な栄養剤について説明できる	2			Α	В	С
		経腸栄養療法の管理と合併症について説明できる	2			Α	В	С
		静脈栄養法および標準的な輸液等栄養剤について説明できる	2			Α	В	С
		静脈栄養療法の管理と合併症について説明できる	2			A	В	С
		在宅栄養療法について説明できる標瘡の治療法について説明できる	2			A	B B	С
		代表的な漢方方剤の構成とその作用を説明できる	2			Α	В	С
		EBMの基本概念と有用性について説明できる	2			A	В	С
		薬物の胎児移行性について説明できる	2			A	В	С
		癌性疼痛に対して使用される薬物について説明できる	2			Α	В	С
		新生児、乳幼児、小児に対する薬物治療で注意すべき点を説明できる	2			Α	В	С
		妊婦に対する薬物治療で注意すべき点を説明できる	2			Α	В	С
		授乳婦に対する薬物治療で注意すべき点を説明できる	2			Α	В	С
		薬物の体内動態と作用発現に影響を与える遺伝的素因について説明できる	2			Α	В	С
	120	高齢者に対する薬物治療で注意すべき点を説明できる	2			Α	В	С
	121	腎疾患を伴った患者に対する薬物治療における注意点を説明できる	2			Α	В	С
		肝疾患を伴った患者に対する薬物治療における注意点を説明できる	2			Α	В	С
	123	心臓疾患を伴った患者に対する薬物治療における注意点を説明できる	2			Α	В	С

 総合型薬剤師育成ラダー (領域別)
 別添 3-1

 124 食品及び健康食品と医薬品の相互作用を説明できる
 2 □ A B C

 125 中毒の対処法について説明できる
 2 □ A B C

別添 3-1

	<u>総合空架削削月成プター(限場別)</u>			別派	<u> </u>	<u> </u>	
一般目標(中項目)	到達目標(小項目)	ラダー	終了	達成年度	自	己評	価
	126 後発医薬品の選択を明確な理由に基づいて行える	2			Α	В	С
	127 薬物の乳汁中への移行について説明できる	2			Α	В	С
	128 後天性免疫不全症の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる	2			Α	В	С
	129 不整脈に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	130 心不全に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	131 虚血性心疾患に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	132 高血圧に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	133 消化性潰瘍に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	134 炎症性腸疾患に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	135 腸疾患に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	136 肝炎・肝硬変に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	137 膵炎に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	138 CKD・腎不全に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	139 ネフローゼに関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	140 気管支喘息に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
患者の利益を最大	141 糖尿病とその合併症に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
限に守るため、医薬	142 脂質代謝異常症に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
品適正使用に必要 な学問的知識・技	143 高尿酸血症と痛風に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
能・態度を身につけ	144 てんかんに関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
る	145 統合失調症に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	146 うつ病、双極性障害に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	147 骨粗しょう症に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	148 関節リウマチ(RA)に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	149 アナフィラキシー・ショックに関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	150 後天性免疫不全症に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	151 臓器別悪性腫瘍に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる	3			Α	В	С
	152 代表的な抗悪性腫瘍薬の作用機序と臨床応用を詳しく説明できる	3			Α	В	С
	153 褥瘡の程度に応じて治療法を提案できる	3			Α	В	С
	154 薬物の初回通過効果の変動因子について詳しく説明できる	3			Α	В	С
	155 新生児、乳幼児、小児に対する薬物治療で適応外について有効性を客観的に評価できる	3			Α	В	С
	156 新生児、乳幼児、小児に対する薬物治療で適応外についてエビデンスを提案できる	3			Α	В	С
	157 妊婦の薬物治療で適応外について有効性を客観的に評価できる	3			Α	В	С
	158 妊婦の薬物治療で適応外についてエビデンスを提案できる	3			Α	В	С
	159 期待する効果が現れない、もしくは不十分である場合の対処法について提案できる	3			Α	В	С
	160 医薬品適正使用の観点で症例に対し薬物使用に関する最善の策を知識と経験に基づき提案できる	3			Α	В	С
-							_

別添 3-1

	<u>総合型楽剤即育成フター(領域別)</u>			別添	<u>3 –</u>	1	
一般目標(中項目)	到達目標(小項目)	ラダー	終了	達成年度	自	己評	価
	161 患者とのコミュニケーションを通して、栄養不良の可能性を見いだせる	1			Α	В	С
	162 患者とのコミュニケーションを通して、不適切な服薬状況を見いだせる	1			Α	В	С
163 患者とのコミュニケーションを通して、副作用発現の可能性を見いが 164 患者とのコミュニケーションを通して、薬物相互作用の可能性を見い 165 医療スタッフとの情報交換を通じ、重篤な副作用の初期症状を見い	163 患者とのコミュニケーションを通して、副作用発現の可能性を見いだせる	1			Α	В	С
	164 患者とのコミュニケーションを通して、薬物相互作用の可能性を見いだせる	1			Α	В	С
	165 医療スタッフとの情報交換を通じ、重篤な副作用の初期症状を見いだせる	2			Α	В	С
	166 医療スタッフとの情報交換を通じ、医薬品の副作用発現の可能性を見いだせる	2			Α	В	С
	167 医療スタッフとの情報交換を通じ、副作用を見いだせる	2			Α	В	С
	168 医療スタッフとの情報交換を通じ、薬物相互作用の可能性を見いだせる	2			Α	В	С
	169 心・血管系疾患に使用する薬物の代表的副作用と初期症状を説明できる	2			Α	В	С
	170 消化器系疾患に使用する薬物の代表的副作用と初期症状を説明できる	2			Α	В	С
	171 腎臓・尿路系疾患に使用する薬物の代表的副作用と初期症状を説明できる	2			Α	В	С
	172 精神神経疾患に使用する薬物の代表的副作用と初期症状を説明できる	2			Α	В	С
	173 代謝性疾患に使用する薬物の代表的副作用と初期症状を説明できる	2			Α	В	С
重篤な副作用や相	174 産婦人科領域で使用する薬物の代表的副作用と初期症状を説明できる	2			Α	В	С
互作用の知識を臨	175 小児科領域で使用する薬物の代表的副作用と初期症状を説明できる	2			Α	В	С
床の場で生かすこと	176 外科・整形外科領域で使用する薬物の代表的副作用と初期症状を説明できる	2			Α	В	С
ができる。	177 抗悪性腫瘍薬の代表的副作用と初期症状を説明できる	2			Α	В	С
	178 代表的な外用薬に関する副作用を説明できる	2			Α	В	С
	179 代表的な漢方薬・漢方製剤に関する副作用を説明できる	2			Α	В	С
	180 相互作用および副作用の回避策を列挙できる	2			Α	В	С
	181 スタッフとの情報交換を通じ薬効に関する学術的考察ができそれを科学的根拠として提案できる	3			Α	В	С
	182 スタッフとの情報交換を通じ副作用発生の学術的考察ができそれを科学的根拠として提案できる	3			Α	В	С
	183 スタッフとの情報交換を通じ薬物相互作用の学術的考察ができそれを科学的根拠として提案できる	3			Α	В	С
	184 不適切な処方について、適切な事例もしくは代替案を提案できる	3			Α	В	С
	185 相互作用および副作用の回避策を、過去の事例や資料、および患者の状態を勘案して提案できる	3			Α	В	С
	186 医薬品の有害作用について患者の心情に配慮して説明できる	3			Α	В	С
	187 医師に対し、予測される、もしくは生じている医薬品の有害作用に関する報告が行える	3			Α	В	С
	188 医師に対し、予測される、もしくは生じている医薬品の有害作用を適切に説明できる	3			Α	В	С
	189 副作用および薬物相互作用の疑いのある事例について、公的機関への報告が行える	3			Α	В	С
	190 症例に対し相互作用・副作用の観点から知識と経験に基づいて最善の対策を提案できる	3			Α	В	С
大宝市色ナ柳ジマ	191 薬剤師の介入による有害事象の減少を実現できる	4			Α	В	С
有害事象を解説で きる能力を身につけ	192 自らが発見した有害事象の症例を解説する	4			Α	В	С
さる能力を身につける	193 副作用を回避するためにとる対策を解説できる	4			Α	В	С
	194 処方エラー(処方が忘れたときに想定されるAR)による薬剤有害事象とはどういうもの解説できる	4			Α	В	С

別添 3-1

総合型薬剤師育成ラダー(領域別)

【4. 医薬品情報の活用】48項目

一般目標(中項目)	到達目標(小項目)	ラダー	終了	達成年度	自	己評	価
	1 医薬品情報の目的を理解する	1			Α	В	С
	2 さまざまな情報源とその特徴について説明できる	1			Α	В	С
	3 情報収集に必要な設備について説明できる	1			Α	В	С
	4 ITを利用した文献検索の手順を列挙できる	1			Α	В	С
	5 ITを利用して医薬品に関する最新情報を収集できる	1			Α	В	С
	6 ITを活用した医療および医薬品情報を適切に収集できる	1			Α	В	С
	7 当該医薬品の最新の添付文書およびインタビューフォームが収集できる	1			Α	В	С
	8 医薬品情報の信頼性やエビデンスレベルについて説明できる	1			Α	В	С
	9 医薬品の臨床報告(和文)の内容を簡潔にまとめて説明できる	1			Α	В	С
	10 学術および医学専門用語の意味を調べて説明できる	1			Α	В	С
	11 医薬品の市販後調査の手順を説明できる	1			Α	В	С
	12 患者の求めに応じ、医薬品情報を適切に説明できる	1			Α	В	С
	13 医療スタッフの求めに応じ、医薬品情報を適切に説明できる	1			Α	В	С
	14 保険診療における医薬品の保険適用について説明できる	1			Α	В	С
	15 添付文書の併用注意に関する情報の取捨選択が、その重要度に応じて行える	1			Α	В	С
	16 院内感染の標準的予防策(スタンダードプリコーション)を説明できる	1			Α	В	С
	17 代表的な消毒薬を列挙できる	1			Α	В	С
	18 代表的な消毒薬の使用法を説明できる	1			Α	В	С
	19 消毒対象に応じた適切な消毒薬の選択と消毒方法を提案できる	1			Α	В	С
	20 院内感染の感染経路別対策について説明できる(1)	1			Α	В	С
	21 医薬品情報の収集・整理と情報提供のあり方を理解する(1)	1			Α	В	С
	22 得られた情報の加工・評価のあり方を理解する(1)	1			Α	В	С
医薬品情報収集の	23 医薬品情報と医薬品の適正使用の関係をよく理解する(1)	1			Α	В	С
手段を整備し信頼 性の高い情報の収	24 無菌操作と無菌製剤について説明できる	1			Α	В	С
集・加工・活用の方	25 無菌操作と無菌製剤を適切に行える	1			Α	В	С
法を身につける	26 病原体の主な感染源と感染経路を列挙できる	1			Α	В	С
	27 当該医薬品および類縁化合物に関する臨床報告を収集できる	2			Α	В	С
	28 医療用医薬品と一般用医薬品の違いを説明できる	2			Α	В	С
	29 当該医薬品の費用対治療効果費を調べて説明できる	2			Α	В	С
	30 医療情報の信頼性やエビデンスレベルを検証できる	2			Α	В	С
	31 医薬品の臨床報告(英文)の内容を簡潔に説明できる	2			Α	В	С
	32 2つの変量の相関関係を定量的に説明できる	2			Α	В	С
	33 基本的な統計学を理解し、平均値と標準偏差の意味を説明できる	2			Α	В	С
	34 統計手法を用いる2つの平均値の有意差検定について詳しく説明できる	2			Α	В	С
	35 分散分析と多重比較について詳しく説明できる	2			Α	В	С
	36 正規分布を前提としない検定法について説明できる	2			Α	В	С
	37 添付文書やIFの記載事項を、種々の学術情報の収集分析を通じて独自に検証できる	2			Α	В	С
	38 MRの情報提供を種々の学術情報の収集分析を通じて独自に検証できる	2			Α	В	С
	39 医薬品情報に対し、目的に応じた適切な取捨選択が行える	2			Α	В	С
	40 複数の学術資料を比較し、医薬品情報の信頼性や対立情報の有無を検証できる	2			Α	В	С
	41 体系的に収集・整理した医薬品情報の提供を、他の医療スタッフに対し適切に行える	2			Α	В	С
	42 直面する医薬品の調剤学的、製剤学的問題点について改善方法を提案できる	2			Α	В	С
	43 医薬品の調剤学的、製剤学的問題点の解決法を提案できる	2			Α	В	С
	44 直面する医薬品生物薬剤学的、薬理学的問題点について改善方法を提案できる	2			Α	В	С
	45 院内外および地域における感染事例の情報を医療スタッフに適切に説明できる	2			Α	В	С
	46 未経験の症例に対し、知識と経験と最新の医薬品情報を活用して具体的方策を提案できる	2			Α	В	С
	47 母集団薬物動態学の概念と応用について説明できる	2			Α	В	С
	48 母集団薬物動態パラメーターを用いて、投与量の妥当性を評価できる	2			Α	В	С

【5. リスクマネジメント】27項目

一般目標(中項目)		到達目標(小項目)	ラダー	終了	達成年度	自己	3.評値	西
	1	医療過誤(事故)のレベルの分類が説明できる	1			A	В	С
	2	ヒヤリハット事例が報告できる	1			A	В	С
	3	医療安全関する重要な情報が収集できる	1			A	В	С
安心安全な医療を 提供するために、必 要な医療安全対策 の方法を身につけ、 さらに医療の安全	4	医薬品がもつ危険性について、説明できる	1			A	В	С
	5	過去に起こった医療過誤(事故)事例について、内容を説明できる	1			A	В	С
	6	薬剤師が取組む医療安全対策について意義を理解し要点を説明できる	1			A	В	С
	7	医療事故防止の基本的考え方・知識を学ぶ(1)	1			A	В	С
	8	法的な責任を理解する(1)	1			A	В	С
	9	調剤過誤の実態を知り、その要因と注意点について理解する(1)	1			A	В	С
	10	リスクマネジメントの意義を知り、医療事故防止体制の概要を理解する(1)	1			A	В	С
安心安全な医療を	11	医療事故に際しての対応と報告システムについて理解する(1)	1			A	В	С
提供するために、必	12	医療安全管理指針と業務手順書を理解し、遵守して業務を遂行できる	1			A	В	С
	13	ヒューマン(メカニカル)エラーが不可避であることを認識し、それぞれの危険性について列挙できる	1			A	В	С
	14	医療事故の起こりやすい因子について詳しく説明できる	1			A	В	С
性をより高めるため	15	医療事故防止標準マニュアルを熟読し理解する	1			A	В	С
にリスク管理を行う	16	医療事故防止のための薬剤業務マニュアルを熟読し理解する	1			A	В	С
習慣を身につける。	17	医療事故(ヒヤリハットを含む)発見時に適切に報告できる	2			A	В	С
	18	医療事故(ヒヤリハットを含む)報告を分析し、その原因を解明する方法を学ぶ	2			A	В	С
	19	具体的な医療事故(ヒヤリハットを含む)防止対策が提案できる	2			A	В	С
	20	実施中の医療事故(ヒヤリハットを含む)防止対策を評価し対処できる	2			A	В	С
	21	医療事故防止のための薬剤部業務マニュアルを理解し説明できる	2			A	В	С
	22	医療事故(ヒヤリハットを含む)発生時の対応の流れについて説明できる	3			A	В	С
	23	医療事故の発見時に必要部署に報告できる	3			A	В	С
	24	医療事故(ヒヤリハットを含む)発見時に適切に患者対応できる	3			A	В	С
	25	医療事故(ヒヤリハットを含む)解決のため、適切に対処(行動)できる	3			A	В	С
	26	医療機関における医療安全管理体制の在り方を概説できる。	3			A	В	С
	27	医療事故に関連して薬剤師に課せられた社会的責任と罰則規定を説明できる	3			Ą	В	С

【6. 法制度の遵守】26項目

一般目標(中項目)		到達目標(小項目)	ラダー	終了	達成年度	自己記	平価
	1	医薬品医療機器等法の重要な項目を列挙できる(1)	1			АВ	С
	2	医薬品医療機器等法の重要な項目を説明できる(1)	1			АВ	С
	3	薬剤師法の重要な項目を列挙できる(1)	1			АВ	С
	4	薬剤師法の重要な項目を説明できる(1)	1			АВ	С
	5	薬剤師に関連する法令の構成を説明できる(1)	1		,	АВ	С
	6	麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法等を説明できる	1		,	АВ	С
	7	麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法等に基づき、適切な取扱い・管理が実践できる	1		,	АВ	С
	8	実際に薬剤部で行っている麻薬、向精神薬及び覚せい剤原料の管理についての法的根拠を理解する	1		,	АВ	С
	9	麻薬の施用について、各病院での実際のカルテの記載方法等を理解して、問題があれば積極的に関与していく	1		,	АВ	С
	10	個人情報保護法について説明できる	1		,	АВ	С
	11	薬剤師の基本的責任を逸脱した場合の罰則法律を説明できる	1		,	АВ	С
	12	医療法の重要項目を列挙できる(1)	1			АВ	С
薬剤師を取り巻く法	13	医療法の重要項目を説明できる(1)	1			АВ	С
律・制度を理解する	14	特定生物由来製品の保管・管理を理解する(1)	1			АВ	С
	15	特定生物由来製品管理簿に記載すべき内容を理解する(1)	1			АВ	С
	16	医師法の重要項目を説明できる	2			АВ	С
	17	医師法の重要項目を列挙できる	2			АВ	С
	18	医師法の重要項目について説明できる	2			АВ	С
	19	健康保険法の重要項目を列挙できる	2			АВ	С
	20	健康保険法の重要項目を説明できる	2			АВ	С
	21	保険医療機関及び保険医療養担当規則を説明できる	2			АВ	С
	22	社会保障制度・医療保険制度を説明できる	2			АВ	С
	23	介護保険法の重要項目について説明できる	2			АВ	С

<u>総合型薬剤師育成ラダー (領域別)</u>			別添	3-	1	
24 調剤過誤発生時の法律的責任について説明できる	2			Α	В	С
25 医薬品副作用被害救済制度について説明できる	2			Α	В	C
26 医薬品・医療機器安全性情報報告制度を説明できる	2	П		Α	В	С

【7. チーム医療】29項目

(7. ナーム医療)29 一般目標(中項目)	到達目標(小項目)	ラダー	終了	達成年度	自己記	平価
	1 医療における接遇の基本行動を学習する	1			АВ	С
	2 兵庫県病院事業概要、県立病院の特色を知り、病院組織について概説できる(1)	1			А В	С
	3 薬剤部が関与する委員会、医療チームを概説できる(1)	1			А В	С
	4 チーム医療の必要性を理解する(1)	1			А В	С
	5 具体的なチームの種類と薬剤師の役割を把握する(1)	1			А В	С
	6 チーム医療の一環としての患者への集団教育について理解する(1)	1			А В	С
チーム医療の一員	7 チーム医療について概説できる	1			А В	С
として基本的な知	8 代表的なチーム医療を挙げ、薬剤師の役割を概説できる	1			А В	С
識・技能・態度を習	9 患者集団教育を挙げて、集団教育のメリット・デメリットについて概説できる	1			А В	С
得する。	10 薬剤師の職能を認識し、必要に応じて他職種に助言などを求めるなどの処置ができる	2			А В	С
	11 医療スタッフとのコミュニケーションで、お互いの情報共有と連携の重要性を討議できる	2			А В	С
	12 医療スタッフとのコミュニケーションで、お互いの情報共有と連携を実践できる	2			А В	С
	13 他職種と連携を取り、協調的態度で役割を実践できる	2			АВ	С
	14 言語的および非言語的コミュニケーションの方法を概説できる	2			АВ	С
	15 相手の立場、文化、習慣が異なることを理解し、コミュニケーションのあり方に配慮できる	2			АВ	С
	16 患者の心理状態を把握し配慮できる	2			АВ	С
	17 KJ法、ワールドカフェ方式などのグループディスカッション方式を説明できる	4			A B	С
	18 他職種とコミニュケーションをとり連携調整を行うことができる	4			АВ	С
	19 薬剤部の目標達成に向けて年間計画の立案・評価・運営に参画できる	4			АВ	С
	20 薬剤部」リーダー間の意見調整を図ることができる	4			АВ	С
	21 薬剤部業務のデータを基に効率的・効果的な業務改善が行える	4			АВ	С
チームをまとめる知	22 専門領域の知識・技術の普及に向けた研修会の講師を担当できる	4			АВ	С
識・技能・態度を習	23 コスト意識を持ち、データを基に経営改善に向けて取組むことができる	4			АВ	С
得する	24 職場のストレスと感じる問題点を抽出し上司に提案し改善を図ることができる	4			АВ	С
	25 県および病院の運営方針と病院全体の業務を理解し、自らも経営に参画できる	4			АВ	С
	26 チーム、スタッフの目標立案に関わり、質の高い目標立案ができるよう支援できる	4			АВ	С
	27 チームの目標設定や評価に向けて次長と相談しながらリーダーシップを発揮できる	4		+	A B	_
	28 薬剤部職員に時間とコストの意識付けができる	4			A B	
	29 地域(保険薬局)との関連性を把握し、必要に応じて意見調整ができる	4			A B	С

総合型薬剤師育成ラダーの考え方

総合型薬剤師育成ラダーでは、それぞれのラダー毎にマスターすべき内容が小項目として記載されている。実施すべき内容では「理解する」「説明できる」「概説できる」などのほか、医薬品の適正使用の項目で は「列挙」「説明」「提案」などの表現でレベルを分けている。この点に関して、その意味するところを実例をあげて説明する。

(例)高血圧 ラダー1 高血圧の病態生理と標準的な治療薬を列挙できる

ラダー2 高血圧の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明できる

ラダー3 高血圧に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方針を提案できる

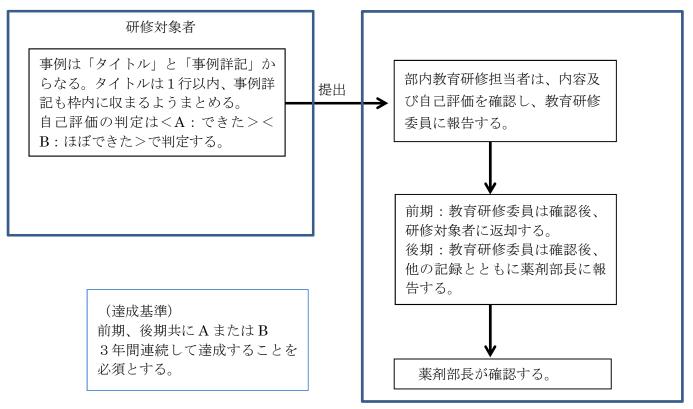
	フダー3 高皿上に関する取新の字例情報や冶療楽	情報に基プいて冶獄万軒を提条できる	
ラダー	ラダー1	ラダー2	ラダー3
ラダー レベル	調剤等基本的業務が行え、医薬品の特性(吸収、分布、代謝、排泄)や用法・用量等を把握し医薬品の適正使用を実践できる。一般的疾患のガイドライン・クリニカルパス等で規定された標準的治療について理解し、薬剤管理指導で患者に適切に説明できる。	病院薬剤師として様々な疾患の治療ガイドラインを把握し、高い薬学的知識を持って、病棟等で医師に対し薬剤選択、投与量、投与方法、投与期間やモニタリングに基づく薬剤の変更等について積極的に処方が提案できる。薬物治療を受けている患者に対し、副作用の状況や有効性などの薬学的管理が行える。	病院薬剤師としての高い薬学的知識を前提に、様々な疾患に対して薬物治療を行う上で医師と協働し、患者に安全な薬物療法を提供できる。このラダーでは後進の育成も研修項目とする。
レベル定義	薬剤師としての基礎を確立するレベル	薬剤師の知識を生かし医療に貢献できるレベル	病院薬剤師としての模範となり後進を育成できるレベル
内容	高血圧の病態生理と標準的な治療薬を列挙でき る。	高血圧の病態生理と標準的な治療薬の作用機序を説明 できる。	高血圧に関する最新の学術情報や治療薬情報に基づいて治療方 針を提案できる。
	院内採用薬のみならず、市販されている薬剤も把 握することで、医師からの採用薬の有無あるいは 非採用薬品の代替薬を提案できる。	医薬品の作用機序を把握することで、特徴を理解し、患者への適切な説明に繋げる。さらに、作用機序を把握することから併用療法における副作用、有害事象の可能性を推察できる能力を開発する。	患者に安全な薬物療法を提供する観点から個々の患者の病態・生理機能等に応じたオーダーメードの薬物療法を展開するために、投与量や処方変更を医師に提案し薬物療法において協働を行う。
	高血圧の時速による心血管の発症・進展・再発に よる死亡やQOLの低下を抑制するために高血圧 治療が進められる。降圧目標値がわかる。	降圧目標値が説明できる。リスク因子に基づき説明でき る。	診察室血圧に基づくリスクを層別化し、血圧管理計画を説明でき る。
薬物療法	薬物を系統的に分類して商品名を説明できる。	薬物の作用機序(薬理作用)を説明できる。	思者の生理機能、病態にあわせた投与量、投与方法が説明でき、 医師に処方提案できる。
小項目記	特徴的な副作用を説明できる。	併用による副作用の可能性を説明できる。	定期的に必要な検査等が説明できる。
載内容	正しい服用方法を説明できる。	薬物の適応が説明できる。	
薬物療法 説明概要 例	5種類の主要降圧薬を説明し、院内の採用医薬品 名が言える。降圧薬の特徴的副作用が言える。	5種類の薬剤の積極的適応、禁忌、慎重投与となる病態 を説明できる。	降圧目標を達成するための降圧薬の使い方を説明できる。

ラダー3では事例及び後進育成記録を、ラダー4では目標管理記録を以下の手順で作成する。

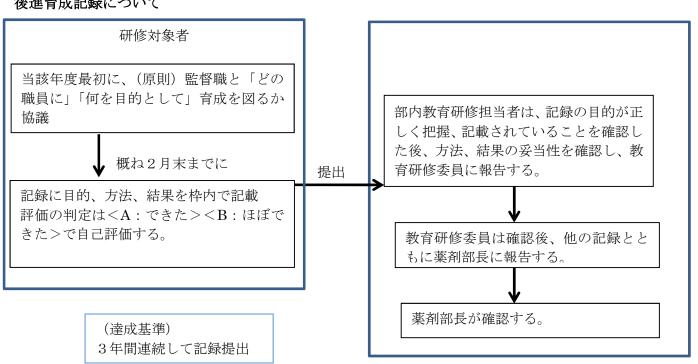
【ラダー3】

医師と協働し安全な薬物療法を提供した事例の記録について

事例記録は前期・後期に1事例を記録し前期8月31日、後期2月28日までに提出する。



後進育成記録について



【ラダー4】

目標管理記録の書き方

1 はじめに

ラダー4のレベルではチームリーダーとしての役割を担い、担当する業務について目標を正しく設定し年度毎にその目標を達成し医療に貢献しなければならない。

2 目標管理記録の記載について

- (1)目標設定 研修対象者は当該年度に薬剤部長から任命された担当業務において指示された項目について自ら目標を設定する(薬剤部長より具体的に目標を設定された場合は、指示どおりの目標となる)。
- (2) 目標決定 研修対象者が設定した目標の妥当性 (難易度、実現度など) を (原則) 監督職が確認する。
- (3) 進行管理 (原則) 監督職は目標の実施にあたっては報告書内に明記されたタイムスケジュールに遅延がないよう管理する。
- (4) 中間報告 9月末までに研修対象者は目標管理における自己評価(進捗状況、達成の程度など)を記載 し(原則)監督職に報告する。
- (5) 最終評価 目標管理記録は年度の2月末日までに具体的内容を簡潔に記載し、最終評価欄に自己評価を 端的に記述し(原則)監督職へ報告する。(原則)監督職は報告を確認し確認印を押印し、教育研修委員 に報告する。
- (6) 教育研修委員が他の研修記録とともに薬剤部長に報告する。

別添 3-4

ラダー	-3 事例及び後注	進育成記録	
			薬剤部長
提出月	E度年度 日(前)		薬剤部長 (確認印)
研修訂			
1 医	師と協働し安全な	※薬物療法を提供した事例(前期・後期)	
前期	タイトル:		
	事例詳記:		
自己評	平価(到達度*)(* [*])到達度基準 A:できた B:ほぼできた C:できない	
自己評	平価(到達度*)	部内教育研修担当者確認印	
後期	タイトル:		
仮規			
	事例詳記:		
白口新	[[[] [[] [] [[] [] [] [] [] [] [] [] [] [)到達度基準 A:できた B:ほぼできた C:できない	
	平価(到達度)(部内教育研修担当者確認印	
	「Ш(判廷及)	中以 7 秋 月 初 1 多 1 旦 三 1 日 1 年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
2 後	進育成記録(あな	たが何を目的にどのような方法で育成を図ったか、その結果も記載す	ること)
【報告	計】報告は指導者	(原則、監督職)と事前協議する(1)目的、(2)方法、(3)結果の	順に記載する
(1)	目的		
(2)	5法		
(3) 結	果		
自己割	F価(到達度*) (*))到達度基準 A:できた B:ほぼできた C:できない	
自己割	平価(到達度*) 音	部内教育研修担当者確認印	

ラダー 3 レベル 病院薬剤師としての模範となり後進を育成する 病院薬剤師としての高い薬学的知識を前提に、様々な疾患に対して薬物治療を行う上で医師と協働し、患者に安全な薬物療法を提供できる。このラダーでは後進の育成も研修項目とする。

ラダー4 目標管理記録 実施年度 研修対象者職及び氏名 提出月日 研修対象者職及び氏名							薬剤部分	長 l)							
1 目	【目標管理1】目標の記載にあっては数値化できることが望ましい 1目標(箇条書き): 2具体的内容(タイムスケジュールは次に記載)														
		_													7
	項目 		4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1	2	3	
		中間評価(「	 F半期に	<u>し</u> こ向け7	L と目標(L 修正等)		最終	 §評価	 (次年度	L をへの訳	果題含む	(S)		
自己	評価														
(原															
確認															
1 目	標(箇条書き	目標の記載には :): ワイムスケジョ				ること	が望ま	LV							
			T												٦
	項目	1	4	5	6	7	8	9	10	1 1	1 2	1	2	3	
1							-						-	-	
2															

ラダー4レベル チームメンバーの方向付けを行い担当業務の目標達成に貢献するリーダーレベル

中間評価(下半期に向けた目標修正等)

3

自己評価

確認印

(原則) 監督職

病院薬剤師として優れた調整能力を前提に様々なチームを統率するためにメンバーの方向付けを実践しあらゆる薬剤業務について目標達成に向けてリーダーシップが発揮できる。

最終評価 (次年度への課題含む)

専門・認定薬剤師モデルカリキュラムの手引き

目次

1	モテ	デルカリキュラムについて	. 1
		目的	
	(2)	実施方法	. 1
2	各領	5域のモデルカリキュラム	. 2
	(1)	がん領域	. 2
	ア	外来がん治療認定薬剤師(日本臨床腫瘍薬学会)	. 2
	1	緩和薬物療法認定薬剤師(日本緩和医療薬学会)	. 3
	(2)	感染制御領域	. 4
	ア	感染制御認定薬剤師(日本病院薬剤師会)	. 4
	1	抗菌化学療法認定薬剤師(日本化学療法学会)	. 5
	(3)	栄養管理領域(NST)	. 6
	ア	NST専門療法士(日本静脈経腸栄養学会)	. 6
	(4)	救命領域	. 7
	ア	救急認定薬剤師(日本臨床救急医学会)	. 7

1 モデルカリキュラムについて

(1)目的

薬剤部長会議で決定した「がん等の専門・認定薬剤師の育成について」に基づき、 がん領域、感染制御領域、栄養領域、救急領域の専門・認定薬剤師資格の取得を目指 すにあたり、知識、技術、実践能力を効率的に研修し、習得できるように専門領域毎 のモデルカリキュラムを作成した。

モデルカリキュラムには、1各専門領域での業務の従事、2各専門領域の知識の習得、3各専門領域の技術の習得、4各専門領域における学術活動、5認定要件の情報の収集、6必要な認定要件の取得等を項目として取り上げ、目安となる習得年数等を記載した。

研修対象者は、各病院の計画に従い、モデルカリキュラムに準じて研修を行い、資格取得を目指す。

(2) 実施方法

研修対象者は、年度当初にモデルカリキュラムを参考にして、年間研修計画等を作成 し、教育研修委員に報告後、研修を実施する。

教育研修委員は、年度当初に計画された研修項目について、研修対象者の進捗状況を 確認するなど計画的な研修を推進する。

なお、認定申請資格要件等の詳細については各学会等のホームページを参照すること。

- ア 研修対象者は、年度当初にモデルカリキュラムを参考にして、研修計画を立て教 育研修委員に報告し、研修を実施していく。
- イ 研修対象者は、年度末には、計画どおり研修ができたか確認し、来年度の研修計画につなげる。
- ウ 教育研修委員は、年度当初に計画された研修項目について、研修対象者の進捗状況を確認するなど計画的な研修を推進する。

2 各領域のモデルカリキュラム

(1) がん領域

ア 外来がん治療認定薬剤師(日本臨床腫瘍薬学会)

資格取得には、薬剤師実務経験5年以上、がん領域3年以上を必要とする。

	研修内容	1年目	2年目	3年目	4年目
外来がん	外来がん薬物療法において服薬指導業務に従事す る				
治療関連 業務を行う	る 外来化学療法における薬学的介入事例の部内報告 を行う				
	抗がん剤の薬理作用、体内動態等について理解する				
がん領域	制吐剤等支持療法に関する基礎知識を習得する				
の知識を	薬学的介入をした症例報告の方法について学ぶ				
習得する	がん疾患の病態について知識を得る				
	エビデンスに基づいた抗がん剤治療について学ぶ				
外来がん	外来患者の抗がん剤治療等を支援し、薬学的管理が できる				
	抗がん剤等に関する情報の評価ができ、医療者に情 報提供できる				
あ る	患者にあった薬物療法や副作用対策について医師 等に積極的に提案ができる				
専門領域	部内で症例報告を行う				
において学 術活動を	部内で抗がん剤治療の勉強会の講師を行う				
行う	院内において関連の研修会がある場合は講師を行う				
認定要件	専門教育研修(資格取得のための研修会)を受講し、 専門・認定取得に向けて、症例の報告方法について 学び、症例の報告を実習する	3年間の間に受講する			
の情報を収集する	外部派遣研修や県立病院相互利用により、認定取得に必要な、知識・技能を学び、情報(講習会の情報・試験情報)を取得する	委員会	の企画に参	∮加する	
	認定要件である講習会・研修会に参加する(60単位 以上)				
認定要件 を満たす	外来のがん患者のサポートの経験の事例を10例報 告する				
	認定試験(筆記及び面接)を受ける				
	合格する				

イ 緩和薬物療法認定薬剤師(日本緩和医療薬学会)

資格取得には薬剤師実務経験5年以上、緩和領域3年以上を必要とする。

	研 修 内 容	1年目	2年目	3年目	4年目
緩和ケア関連の業務を	緩和ケアチームまたは緩和ケア病棟を有している病院 において、緩和ケアに従事する				
行う	緩和ケアチ―ムまたは緩和ケア病棟における薬学的介 入事例の部内報告を行う				
	緩和ケアについて体系的に理解する				
緩和ケア領	緩和ケアに必要な麻薬、非麻薬性鎮痛薬、その副作用 に対する基礎知識を習得する				
域の知識を習得する	緩和ケアに必要な鎮痛補助薬の知識を習得する				
	終末期患者における症状について理解する				
	薬学的介入をした症例報告の方法について学ぶ				
	薬剤管理指導等において患者の緩和ケアに取り組み、 薬学的管理ができる				
緩和ケア領域 において技能 を習得する	緩和ケアに関する情報の評価ができ、医療者に情報提供できる				
	患者にあった緩和ケアや薬物療法について医師等に 積極的に提案ができる				
専門領域において党	部内で症例報告を行う				
において学術活動を行	部内で緩和ケアに関する勉強会の講師を行う				
う	院内において関連の研修会がある場合は講師を行う				
認定要件	専門教育研修(資格取得のための研修会)を受講し、 専門・認定取得に向けて、症例の報告方法について学 び、症例の報告を実習する	3年間	の間に受講	する	
の情報を収 集する	外部派遣研修や県立病院相互利用により、認定取得 に必要な、知識・技能を学び、情報(講習会の情報・試 験情報)を取得する	委員会	の企画に参加	加する	
	認定対象となる講習等を所定の単位(計100単位,毎年 20単位)以上履修する				
	「がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会(厚生労働省、麻薬・覚せい剤乱用防止センター等主催)」を受講する		(1年目で 受講してい ない場合は 受講)		
認定要件を満たす	緩和ケア領域薬剤管理指導の実績について症例を報告する(計30症例)				
	緩和医療薬学会年会あるいは別に規定する学術集会において緩和ケア領域の学会発表を2回以上行う(少なくとも1回は発表者)				
	認定試験を受ける				
	合格する				

(2) 感染制御領域

ア 感染制御認定薬剤師(日本病院薬剤師会)

資格取得には薬剤師実務経験5年以上、感染制御領域3年以上を必要とする。 また、感染制御専門薬剤師(日本病院薬剤師会)の制度があり、学会・論文発 表等の要件を満たし、試験に合格すると取得できる。

	研修内容	1年目	2年目	3年目	4年目
	ICTチームとして感染制御活動を行う。				1
	活動内容:院内ラウンド、感染制御サーベランス				
ICTで業務を 行う	ICTチームとして感染制御活動を行う 活動内容:院内ラウンド、感染制御サーベランス、医薬品の適正使 用の推進				
	ICTチームでのラウンド・カンファレンスにおける薬学的介入事例の部内報告を行う				
	抗菌薬の薬理作用、体内動態等について理解する				
	感染制御に必要な消毒、微生物、耐性菌に関する基礎知識を習得 する				
域の知識を習得する	薬学的介入をした症例報告の方法について学ぶ				
	感染症疾患の病態について知識を得る				
	エビデンスに基づいた感染対策について学ぶ				
感染制御領域	薬剤管理指導等において患者の感染症治療等を支援し、薬学的管理ができる				
において技能を	感染制御に関する情報の評価ができ、医療者に情報提供できる				
習得する	患者にあった薬物療法や感染対策について医師等に積極的に提 案ができる				
	部内で症例報告を行う				
	部内で感染制御の勉強会の講師を行う				
専門領域において学術	院内において関連の研修会がある場合は講師を行う				
活動を行う	感染制御領域の学会発表を行う(専門薬剤師取得の要件)				
	感染制御に関する論文を1報報告することが望ましい (専門薬剤師取得の要件)				
認定要件の 情報を収集	専門教育研修(資格取得のための研修会)を受講し、専門・認定取得に向けて、症例の報告方法について学び、症例の報告を実習する				
する	外部派遣研修や県立病院相互利用により、認定取得に必要な、知識・技能を学び、情報(講習会の情報・試験情報)を取得する	委員会の企画に参加する			
	認定要件である講習会・学会に参加する(20時間、10単位以上)				
認定要件を満たす	薬学的介入をした症例報告を作成する (計20例以上を目標とする)				
	認定試験を受ける				
	合格する				
成幼生性生					
心宋 刊 即 导 [¶薬剤師の育成カリキュラム 				
	感染制御認定薬剤師あるいはICD制度協議会が認定するインフェ クションコントロールドクター(ICD)の資格を有する				
	指定する学会において、3回以上(うち少なくとも1回は発表者)、複数査読制のある国際的あるいは全国的な学術誌に学術論文が2編以上(うち、少なくとも1編は筆頭著者)				
	認定試験を受ける				
	合格する				

イ 抗菌化学療法認定薬剤師(日本化学療法学会)

資格取得には薬剤師実務経験5年以上、感染制御領域5年以上を必要とする。 (この要件は、本学会が研修施設等の認定を行うまでの暫定要件)

	研修内容	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
	ICTチームとして感染制御活動を行う。 活動内容:院内ラウンド、感染制御サーベランス						
ICTで業 務を行う	ICTチームとして感染制御活動を行う 活動内容:院内ラウンド、感染制御サーベランス、医薬品の適正使用の推進						
	ICTチームでのラウンド・カンファレンスにおける薬学的介入事例の部内報告を行う						
	抗菌薬の薬理作用、体内動態等について理解 する						
感染制御 領域の知	感染制御に必要な消毒、微生物、耐性菌に関 する基礎知識を習得する						
識を習得する	薬学的介入をした症例報告の方法について学 ぶ						
, 0	感染症疾患の病態について知識を得る						
	エビデンスに基づいた感染対策について学ぶ						
F节 > h. 生川 佐田 公本	薬剤管理指導等において患者の感染症治療等 を支援し、薬学的管理ができる						
感染制御領域において技能を習得	感染制御に関する情報の評価ができ、医療者 に情報提供できる						
する	患者にあった薬物療法や感染対策について医 師等に積極的に提案ができる						
	部内で症例報告を行う						
専門領域	部内で感染制御の勉強会の講師を行う						
において学術活動	院内において関連の研修会がある場合は講師 を行う						
を行う	感染制御領域の学会発表を行うことが望ましい						
	感染制御に関する論文を1報報告することが望 ましい						
認定要件の情報を	専門教育研修(資格取得のための研修会)を受講し、専門・認定取得に向けて、症例の報告方法について学び、症例の報告を実習する	3年間	の間に受	講する			
収集する	外部派遣研修や県立病院相互利用により、認 定取得に必要な、知識・技能を学び、情報(講 習会の情報・試験情報)を取得する	委員会	の企画に参	参加する			
	認定学会が主催するセミナー、学術集会に参加 する(必須) 認定学会が指定するプログラム、 関連学会に参加する(選択) (計60単位以上)						
認定要件を満たす	薬剤管理指導・TDM・DIなどの業務を通じて感染症患者の治療(処方設計を含む)に自ら参加した症例を報告する(計25症例以上)						
	認定試験を受ける						
	合格する						

(3) 栄養管理領域(NST)

ア NST専門療法士(日本静脈経腸栄養学会)

資格取得には薬剤師実務経験5年以上、栄養管理領域での経験年数は認定要件 にない。

	研修内容	1年目	2年目	3年目
栄養サポート関連の業 務を行う	当該施設において栄養サポートに関する業務(NST) に従事する			
栄養サポー ト領域の知	経腸栄養について理解する			
識を習得する	静脈栄養について理解する			
	栄養評価について理解する			
栄養サポート領	NSTにおいて、患者の病態等を理解し、栄養管理が できる			
域において技能を習得する	患者個々の症状や状況に合わせた栄養療法につい て医師等に積極的に提案ができる			
	部内でNSTでの症例報告を行う			
専門領域に	部内でNST領域の勉強会の講師を行う			
おいて学術活動を行う	院内において関連の研修会がある場合は講師を行う			
	NST領域の学会発表を行うことが望ましい			
	本学会学術集会1回以上(1回10単位)、臨床栄養セミナー1回以上(1回10単位)参加(必須) 認定学会が指定する栄養に関する学会参加単位 (合計30単位以上)			
認定要件を満たす	認定教育施設(以下認定施設)において、合計40時 間の実地修練を修了			
11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	実地修練期間中にその施設において携わった静脈 経腸栄養管理中の患者に関する症例報告を作成す る(1600字以内)			
	認定試験を受ける			
	合格する			

(4) 救命領域

ア 救急認定薬剤師 (日本臨床救急医学会)

資格取得には薬剤師実務経験(病院・診療所勤務歴)5年以上、救急領域2年 以上を必要とする。

	研修内容	1年目	2年目	3年目
救急関連の 業務を行う	救急医療における薬物療法に従事する			
未物で117	薬学的介入事例の部内報告を行う			
救急関連領	救急患者の病態を理解する			
域の知識を習得する	救急医療に使用される医薬品の薬理作用、体内動態、副作用等 を理解する			
	薬学的介入をした症例報告の方法について学ぶ			
	薬剤管理指導等において患者の病態等を理解し、薬学的管理 ができる			
救急関連領域 において技能を 習得する	救急医療で使用される医薬品の薬理作用・薬物動態・副作用等 について評価し、情報提供できる			
	個々の患者の症状や状況に合った薬物療法について医師等に 積極的に提案ができる			
ᆂᄜᄶᅷᇅ	部内で症例報告を行う			
専門領域において学術	部内で救急医療の勉強会の講師を行う			
活動を行う	院内において関連の研修会がある場合は講師を行う			
	救急領域の学会発表を行う			
認定要件の情報を収集	資格取得のための研修会等を受講し、専門・認定取得に向けて、症例の報告方法について学び、症例の報告を実習する			
する	外部派遣研修や県立病院相互利用により、認定取得に必要な、 知識・技能を学び、情報(講習会の情報・試験情報)を取得する	委員会の企画		
	認定学会が指定する学術集会参加・発表する (必須30単位を含む計50単位)			
認定要件を満たす	認定要件である講習会に参加する		(1年目で参加していない場合は参加)	
州山 / こ ブ	救急医療における薬物療法に関する業務を通じて患者の治療に 参加した症例報告を作成する(領域10項目の内4項目以上2症 例以上を含む計25症例以上)			
	認定試験を受ける			
	合格する			

兵庫県立病院がん専門薬剤師 養成研修カリキュラムの手引き

目次

1	日本	医療薬学会がん専門薬剤師認定資格の取得	1
(1) カ	ぶん専門薬剤師	1
(2	:) か	ぶん専門薬剤師育成のための認定施設での研修	1
2	兵庫	『 県立病院がん専門薬剤師育成研修カリキュラム	2
(1) 研	T修概要	2
	ア	兵庫県立病院におけるがん専門薬剤師養成研修について	
	1	日本医療薬学会がん専門薬剤師養成研修コアカリキュラム抜粋	2
	ウ	兵庫県立病院がん専門薬剤師養成実地研修カリキュラム	
	工	兵庫県立病院がん専門薬剤師養成講義研修カリキュラム	5
(2	:)美	돋地研修	6
	ア	内服抗がん剤調剤	6
	1	注射用抗がん剤調剤(計数調剤)	7
	ウ	注射用抗がん剤調剤(計量調剤)	8
	エ	麻薬調剤と管理	9
	オ	レジメン管理業務	10
	力	薬品情報関連業務	11
	キ	患者指導業務(薬剤管理指導業務)	12
	ク	チーム医療	14
	ケ	その他の臨床経験	15
(3)	請	購義研修	16
	ア	各種がんの臨床と治療法	16
	1	がん薬物療法に関する知識	17
	ウ	がん専門薬剤師に必要な技術に関する講義および実習	18
	工	がん専門薬剤師に必要な臨床経験に関する症例報告会	18

資料

資料1 兵庫県立病院がん専門薬剤師養成研修カリキュラム (実地研修)

資料2 兵庫県立病院がん専門薬剤師養成研修カリキュラム (講義研修)

参考資料

日本医療薬学会 がん専門薬剤師養成研修コアカリキュラム

1 日本医療薬学会がん専門薬剤師認定資格の取得

(1) がん専門薬剤師

がん専門薬剤師とは、がん領域における薬物療法等についての高度な知識と技術を用いて、医療機関において質の高いがん薬物療法を実践する者として、日本医療薬学会が実施するがん専門薬剤師認定審査ならびにがん専門薬剤師認定試験に合格したものをいう。

がん専門薬剤師認定審査の要件(認定要件については、学会のホームページを参照)の一つにがん専門薬剤師研修施設において、本学会の定めた研修ガイドラインに従って、がん薬物療法に関する5年以上の研修歴を有することとなっている。

(2) がん専門薬剤師育成のための認定施設での研修

認定施設において、本学会の研修ガイドライン「がん専門薬剤師養成研修コアカリキュラム」に従って、がん薬物療法に関する研修を実施するにあたり、研修をより実行性の高いものにするために、「兵庫県立病院がん専門薬剤師養成研修カリキュラム」を策定した。「兵庫県立病院がん専門薬剤師養成研修カリキュラム」に基づき計画された実地研修プログラム(資料1)及び実地講義プログラム(資料2)に沿って研修を行う。

2 兵庫県立病院がん専門薬剤師育成研修カリキュラム

(1) 研修概要

ア 兵庫県立病院におけるがん専門薬剤師養成研修について

医療技術の進展とともに薬物療法は高度化しており、医療の質の向上及び医療安全の観点から、高い専門性を有する薬剤師がチーム医療の一員として参加することは極めて有益である。本カリキュラムは、特に専門的知識が求められているがん医療の分野における専門薬剤師を養成することを目的として実施する。

イ 日本医療薬学会がん専門薬剤師養成研修コアカリキュラム抜粋

1. 到達目標

がん専門薬剤師をめざす者(以下、研修者)は、本研修カリキュラムにしたがって、 がん専門薬剤師の職務に必要な高度の薬学知識・臨床知識・専門的技術を修得し臨床経 験を積むとともに、相応しい態度を身につけることを目標とする。

- I. がん医療における薬剤師の役割を理解し、医師、看護師、その他の医療従事者と良好な意思疎通を図り、医療チームに参画すること。
- II. 患者にとって最適ながん薬物療法を提供するため、個々の患者の状態を的確に把握し、副作用や治療効果をモニタリングする。さらに、治療レジメンや支持療法の提案など、医療チームに貢献すること。
- III. 抗がん剤処方の鑑査、注射用抗がん剤の混合調製、内服抗がん剤の調剤を正確かつ安全に遂行する技術と知識を修得すること。さらに、がん薬物療法の安全確保対策を立案し、医療スタッフへの指導・周知を行うこと。
- IV. 患者および医療スタッフからの薬物療法に関する相談に適切に対応できること。
- V. 最新の医薬品情報や臨床情報・ガイドライン等を、国内外のデータベースや文献情報から得る方法を修得すること。さらに、がん薬物療法に関する論文を読みこなし評価する能力を修得すること。
- VI. 日進月歩するがん医療の最新知識と技術を常に学びつつ、患者がより有効かつ安全な薬物療法の恩恵を受けることができるように、がん薬物療法の向上に継続的に努力する心構えと姿勢を身につけること。

2. がん専門薬剤師に必要な知識

研修者は、下記項目にある知識を修得しなければならない。

期間等 5年間で修得

- 2-1. がんの臨床に関する一般的知識
 - 2-1-1. 各種がんの疫学、臨床所見、診断、合併症、予後などの一般的知識
 - 2-1-2. 組織病理学的分類とステージ分類
 - 2-1-3. がんの外科的治療、放射線治療、薬物療法のそれぞれの特徴と、これらを組み合わせた集学的治療について
 - 2-1-4. 各種がんに対する代表的な薬物療法レジメンを、根治的治療、進行再発治療、術前・術後補助化学療法に分けて理解する
 - 2-1-5. 転移の過程と再発・再燃・転移後の治療法および症状マネジメントについて
 - 2-1-6. 緩和ケア、在宅ケアについて

【知識の修得が必須のがん】

胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、造血器腫瘍

【その他研修施設の状況により知識の修得が望ましいがん】 卵巣がん、子宮がん、泌尿器がん、頭頚部がん、皮膚がん、骨・軟部腫瘍、 肝・胆・膵がん、胚細胞腫瘍、悪性中皮腫、原発不明がん

2-2. がん薬物療法に関する知識

- 2-2-1. 各種抗がん剤について物理化学的性質・薬理作用・毒性・薬物体内動態・薬物相互作用・PK/PD・特殊集団への投与・剤形(ドラッグ・デリバリーシステムを含む)・添加物・含量規格・保険診療上の留意点などの薬学的知識
- 2-2-2. 各種抗がん剤について薬事承認された効能効果・用法用量(保険適応の範囲)および適応条件・中止基準など使用上の注意について
- 2-2-3. 主要ながんに対する標準治療レジメンについて、臨床的根拠となる論文、治療上の位置付け、投与スケジュール、休薬期間、投与中止基準、副作用
- 2-2-4. 抗がん剤によって発現する副作用について、症状、グレード、好発時期、可逆性、および対処法
- 2-2-5. 支持療法の種類、根拠、方法について
- 2-2-6. がん性疼痛と緩和ケア
- 2-2-7. 施設内レジメン登録制度の目的と運用について
- 2-2-8. がん登録と施設内キャンサーボードの意義について
- 2-2-9. 抗がん剤の臨床試験・治験に関する知識

3. がん専門薬剤師に必要な技術

研修者は、抗がん剤の調製と投与に関して、下記に挙げる技術を修得しなければならない

	期間等	必修、2年間で修得
3-1.		抗がん剤の処方鑑査を適切に行えること
3-2.	11 11 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	内服抗がん剤の調剤を正確に行えること
	期間等	(3-1と3-2を6か月間で研修)
3-3.		抗がん剤を中心とする注射薬を正確かつ安全に無菌調製するために必要な
		技術を有し、品質管理手順について説明できること
3-4.		抗がん剤を希釈するために必要な溶液の選択と調製済薬剤の安定性につい
		て説明できること
3-5.		抗がん剤の調製および投与に用いる器具・装置について説明できること
3-6.		抗がん剤の適切な投与経路について説明できること(静脈内、動脈内、CV ポート等の経路とそれらの適応)
3-7.		静脈内投与に伴う副作用(静脈炎、過敏性反応、血管外漏出など)の発現頻
		度と対処法について説明できること
3-8.		抗がん剤の廃棄手順について説明できること
	期間等	(3-3 ~ 3-8 を6か月間で研修)
3-9.		最新の医薬品情報や臨床情報・ガイドラインを国内外のデータベースや文献
		情報から調査できる能力を有すること
3-10.		臨床論文の評価法とエビデンス・レベル(EBM)の考え方を修得すること
	期間等	(3-9 ~ 3-10 を3か月間で研修)
3-11.		患者に医薬品情報、治療スケジュール、副作用、投薬上の注意などを適切に
5 11.		説明できること
3-12.		他の医療スタッフと円滑にコミュニケーションできる能力を有すること
0 12.	期間等	(3-11 ~ 3-12 を9か月間で研修)
	23411.4 .4	
4.		がん専門薬剤師に必要な臨床経験(調剤、薬剤管理指導、緩和ケア)
	期間等	3年間で研修
4-1.		がん薬物療法
		各種抗がん剤治療や支持療法について適切に提案し、チーム医療に貢献で
		きること
	期間等	必修、2年間で修得
4-2.		がん患者の薬剤管理指導業務(必修、2年間で修得。但し、4-1 と 4-2 は同
T ∠.		時に研修してもよい)
		研修者は、自らが担当となって下記に示すがん患者への薬学的ケアを実践す
		る。入院治療、外来化学療法、在宅治療のいずれの状況でも研修可とする
		20 > 4\2014\W\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\

消化器、呼吸器、乳房、造血器腫瘍のうち、2臓器・領域の臨床経験は必修である

- 4-2-1. 個々の患者の治療歴(とくに薬歴)を管理し、薬物治療の安全を確保するとともに、患者に対する適切な服薬指導・薬剤情報提供を実践できること
- 4-2-2. がん薬物療法に用いられる薬剤(化学療法剤、ホルモン剤、分子標的薬剤)の 特性に応じて患者の状態を適切に把握し、副作用をモニタリングできること
- 4-2-3. 腎機能、肝機能、血液学的検査などの指標に基づいて、抗がん剤の種類、投 与量、投与期間等の妥当性を評価し、必要に応じて医師に変更を進言できる こと
- 4-2-4. 疼痛緩和に用いる薬剤・投与経路を患者の状況に応じて適切に選択し、副作用を管理できること
- 4-2-5. がん又はがん化学療法に随伴する臨床症状に対して、適切な支持療法薬剤を推奨するなど薬学的管理ができること
- 4-2-6. 医師・看護師との症例検討会に参加し、個々の患者に応じた治療方針や患者 ケアについて症例経験を積むこと
- 4-3. その他の臨床経験 研修者は、下記項目につき知識と技術を学ぶこと

1年間で3項目を必修: 3項目を選び、1項目につき4か月を目安に研修

- 4-3-1. がん患者の栄養管理において非経口栄養管理時の処方設計
- 4-3-2. 麻薬の調剤と管理
- 4-3-3. 免疫抑制剤、抗菌薬、抗がん剤等の TDM に基づく投与量あるいは投与間隔 の個別最適化
- 4-3-4. がん患者の感染対策
- 4-3-5. がん患者の精神的ケア(サイコオンコロジー)
- 4-3-6. 医療倫理

期間等

ウ 兵庫県立病院がん専門薬剤師養成実地研修カリキュラム

兵庫県立病院がん専門薬剤師養成実地研修カリキュラム概要(資料1-1) 兵庫県立病院がん専門薬剤師養成実地研修カリキュラム実施計画(資料1-2)

エ 兵庫県立病院がん専門薬剤師養成講義研修カリキュラム

兵庫県立病院がん専門薬剤師養成講義研修カリキュラム概要(資料2-1) 兵庫県立病院がん専門薬剤師養成講義研修カリキュラム実施計画(資料2-2)

(2) 実地研修

ア 内服抗がん剤調剤

【研修目的】

- ① がん化学療法レジメンを理解し、レジメンに基づく内服抗がん剤の処方鑑査を理解 する
- ② 内服抗がん剤の適正な取り扱いを理解し調剤を実践する。

【到達目標】

- 3-1 抗がん剤の処方鑑査を適切に行えること
- 3-2 内服抗がん剤の調剤を正確に行えること

【研修内容】

- ① 抗がん剤の処方鑑査
 - レジメンを理解する。
 - ・レジメンおよび薬歴に基づく内服抗がん剤の処方鑑査を行う。
- ② 内服抗がん剤の調剤
 - ・内服抗がん剤の曝露対策を理解し、安全に調剤を行う。
 - ・レジメンおよび薬歴に基づく内服抗がん剤の調剤を実践する。

イ 注射用抗がん剤調剤(計数調剤)

【研修目的】

- ① がん化学療法レジメンを理解し、レジメンに基づく注射用抗がん剤の処方鑑査を 理解する。
- ② 抗がん剤を希釈調製する際に使用する輸液の適切性と、調製後の安定性に関する知識を習得する。
- ③ 抗がん剤の投与経路を理解し、処方鑑査を行う。

【到達目標】

- 3-1 抗がん剤の処方鑑査を適切に行えること
- 3-4 抗がん剤を希釈するために必要な溶液の選択と調製済薬剤の安定性について説明できること
- 3-6 抗がん剤の適切な投与経路について説明できること(静脈内、動脈内、CV ポート等の経路とそれらの適応)

【研修内容】

- ① 注射用抗がん剤の処方鑑査
 - レジメンを理解する。
 - ・レジメンおよび薬歴に基づく注射用抗がん剤の処方鑑査を行う。
 - ・調製後の安定性と適切な希釈液の選択を理解した処方鑑査を行う。
- ② 注射用抗がん剤の計数調剤
 - ・医療安全と曝露防止に配慮した抗がん剤注射薬の計数調剤・供給管理を実践する。

ウ 注射用抗がん剤調剤(計量調剤)

【研修目的】

- ① がん化学療法レジメンを理解し、レジメンに基づく注射用抗がん剤の処方鑑査を 理解する。
- ② 抗がん剤を中心とする注射薬を正確かつ安全に無菌調製するために必要な知識と 技術を習得する。
- ③ 抗がん剤の無菌調製における品質管理手順について説明する。
- ④ 抗がん剤を希釈調製する際に使用する輸液の適切性と、調製後の安定性に関する 知識を習得する。
- ⑤ 抗がん剤の調製および投与に使用する器具・装置について理解する。
- ⑥ 抗がん剤の投与経路を理解し、処方鑑査・調製を行う。
- ⑦ 抗がん剤の曝露対策を理解し、適切な廃棄手順を理解する。

【到達目標】

- 3-1 抗がん剤の処方鑑査を適切に行えること
- 3-3 抗がん剤を中心とする注射薬を正確かつ安全に無菌調製するために必要な技術を有し、品質管理手順について説明できること
- 3-4 抗がん剤を希釈するために必要な溶液の選択と調製済薬剤の安定性について説明 できること
- 3-5 抗がん剤の調製および投与に用いる器具・装置について説明できること
- 3-6 抗がん剤の適切な投与経路について説明できること(静脈内、動脈内、CV ポート等の経路とそれらの適応)
- 3-8 抗がん剤の廃棄手順について説明できること

【研修内容】

- ① 注射用抗がん剤の処方鑑査
 - レジメンを理解する。
 - ・レジメンおよび薬歴に基づく注射用抗がん剤の処方鑑査を行う。
 - ・調製後の安定性と適切な希釈液の選択を理解した処方鑑査を行う。
- ② 注射用抗がん剤の計量調剤
 - ・抗がん剤の曝露対策を理解し、適切な器具・装置を使用して安全に無菌調製を 行う。
 - ・適正な手技で無菌調製を行う。
 - ・抗がん剤の投与経路と、投与に用いる器具を理解する。
 - ・抗がん剤無菌調製に使用した器具、抗がん剤の空容器や残液などの適切な廃棄 方法を理解し実践する。
 - ・無菌調製のための環境整備(清掃、スピルへの対応など)を理解し実践する。

エ 麻薬調剤と管理

【研修目的】

- ① 法令に基づいた麻薬管理について理解する。
- ② 適切な麻薬の取り扱いを理解し、麻薬調剤を実践する。

【到達目標】

4-3 研修者は下記項目につき知識と技術を学ぶこと4-3-2 麻薬の調剤と管理

- ① 法令に基づいた麻薬管理業務について理解し実践する。
- ② 麻薬注射薬、麻薬内服薬、麻薬外用薬の処方せん鑑査、調剤、調剤鑑査、交付など、 適切な麻薬の取り扱いを理解し、麻薬調剤全般を実践する。

オ レジメン管理業務

【研修目的】

- がん化学療法レジメンを理解する。
- ② がん化学療法のレジメン管理を理解する。
- ③ 施設内レジメン登録制度の目的と運用について理解する。
- ④ 主要ながんに対する標準治療レジメンを理解する。
- (5) 論文の評価法とエビデンスレベル(EBM)の考え方を理解する。

【到達目標】

- 2-2 がん薬物療法に関する知識
- 2-2-1 各種抗がん剤について物理化学的性質・薬理作用・毒性・薬物体内動態・薬物相互作用・PK/PD・特殊集団への投与・剤形(ドラッグ・デリバリーシステムを含む)・添加物・含量規格・保険診療上の留意点などの薬学的知識
- 2-2-2 各種抗がん剤について薬事承認された効能効果・用法用量(保険適応の範囲) および適応条件・中止基準など使用上の注意について
- 2-2-3 主要ながんに対する標準治療レジメンについて、臨床的根拠となる論文、治療上の位置付け、投与スケジュール、休薬期間、投与中止基準、副作用
- 2-2-5 支持療法の種類、根拠、方法について
- 2-2-7 施設内レジメン登録制度の目的と運用について
- 3-9 最新の医薬品情報や臨床情報・ガイドラインを国内外のデータベースや文献情報から調査できる能力を有すること
- 3-10 臨床論文の評価法とエビデンス・レベル(EBM)の考え方を修得すること

- ① がん化学療法レジメンの理解
 - ・がん化学療法レジメンを理解する。
 - ・主要ながんのガイドラインおよび標準治療レジメンを知る。
 - ・各レジメンについて、根拠となる臨床論文の調査および評価ができる。
 - ・各レジメンについて、スケジュール、副作用、減量・中止基準等を理解する。
- ② がん化学療法のレジメン管理
 - ・がん化学療法レジメン管理について、その目的、管理内容等を理解する。
 - ・がん化学療法レジメン管理を理解し実践する。
- ③ 施設内レジメン登録制度の目的と運用
 - ・施設内レジメン登録制度の目的を理解する。
 - ・施設内における、レジメン申請、審査、登録までの流れを理解する。
 - ・施設内におけるレジメン審査基準を理解する。

カ 薬品情報関連業務

【研修目的】

- ① 情報検索の手法について理解し、文献等の調査ができる。
- ② エビデンス・レベル(EBM)の考え方を理解し、国内外の論文等を読み評価できる。

【到達目標】

- 3-9 最新の医薬品情報や臨床情報・ガイドラインを国内外のデータベースや文献情報から調査できる能力を有すること
- 3-10 臨床論文の評価法とエビデンス・レベル(EBM)の考え方を修得すること

- ① 国内外のデータベースから、医薬品情報、臨床情報、ガイドラインを調査する。
- ② 国内外のデータベースから、必要な文献情報を調査・収集する。
- ③ 臨床論文の評価法について理解する。
- ④ エビデンス・レベル(EBM)の考え方について理解する。

キ 患者指導業務(薬剤管理指導業務)

【研修目的】

- ① がん患者への薬学的ケアを実践する。
- ② がん薬物療法について患者が理解できるように説明する。
- ③ 緩和ケア、がん性疼痛の管理を行う。
- ④ 患者指導業務を通し、チーム医療を実践する。

【到達目標】

がん患者への薬剤管理指導・薬学的ケアの実施

- 3-7 静脈内投与に伴う副作用(静脈炎、過敏性反応、血管外漏出など)の発現頻度と対処法について説明できること
- 3-11 患者に医薬品情報、治療スケジュール、副作用、投薬上の注意などを適切に説明できること
- 4-1 がん薬物療法 各種抗がん剤治療や支持療法について適切に提案し、チーム医療に貢献できること
- 4-2 がん患者の薬剤管理指導業務 研修者は、自らが担当となって下記に示すがん患者への薬学的ケアを実践する。入院治療、外来化学療法、在宅治療のいずれの状況でも研修可とする 消化器、呼吸器、乳房、造血器腫瘍のうち、2 臓器・領域の臨床経験は必修である
- 4-2-1 個々の患者の治療歴(とくに薬歴)を管理し、薬物治療の安全を確保するとと もに、患者に対する適切な服薬指導・薬剤情報提供を実践できること
- 4-2-2 がん薬物療法に用いられる薬剤(化学療法剤、ホルモン剤、分子標的薬剤)の 特性に応じて患者の状態を適切に把握し、副作用をモニタリングできること
- 4-2-3 腎機能、肝機能、血液学的検査などの指標に基づいて、抗がん剤の種類、投与 量、投与期間等の妥当性を評価し、必要に応じて医師に変更を進言できること
- 4-2-5 がん又はがん化学療法に随伴する臨床症状に対して、適切な支持療法薬剤を推 奨するなど薬学的管理ができること

緩和ケア、がん性疼痛の管理

4-2-4 疼痛緩和に用いる薬剤・投与経路を患者の状況に応じて適切に選択し、副作用を管理できること

チーム医療の実践

- 3-12 他の医療スタッフと円滑にコミュニケーションできる能力を有すること
- 4-2-6 医師・看護師との症例検討会に参加し、個々の患者に応じた治療方針や患者ケアについて症例経験を積むこと

- ① 薬学的ケアを実践するための知識と患者指導
 - 各がん種における病態、症状、臨床所見を理解する。
 - 各がん種の病期ごとの治療法をガイドラインに基づき説明できる。

- ・がん化学療法に用いられる薬剤(抗がん剤、ホルモン剤、支持療法薬等)の特性を説明できる。
- ・がん化学療法に伴う副作用について、症状、発現時期、発現要因を説明できる。
- ・医薬品情報、治療スケジュール、投薬上の注意などを適切に説明できる。
- ・支持療法について、各ガイドラインに基づき説明できる。
- ・静脈内投与に伴う副作用(静脈炎、過敏性反応、血管外漏出など)の発現頻度 と対処法について説明できる。
- ・緩和医療に用いる薬剤の選択・副作用等について説明できる。

② 緩和ケア、がん性疼痛管理を実践するための知識

- ・疼痛管理、緩和医療に用いる薬剤の選択・投与経路の適切な選択と、副作用等 の管理について説明できる。
- ・疼痛緩和に用いる薬剤・投与経路を患者の状況に応じて適切に選択し、副作用 を管理できる

③ 薬学的ケアとチーム医療の実践

- ・個々の患者の治療歴(とくに薬歴)を管理し、薬物治療の安全を確保するとと もに、患者に対する適切な服薬指導・薬剤情報提供を実践できる。
- ・がん薬物療法に用いられる薬剤(化学療法剤、ホルモン剤、分子標的薬剤)の特性に応じて患者の状態を適切に把握し、副作用をモニタリングできる。
- ・腎機能、肝機能、血液学的検査などの指標に基づいて、抗がん剤の種類、投与 量、投与期間等の妥当性を評価し、必要に応じて医師に変更を進言できる。
- ・がん又はがん化学療法に随伴する臨床症状に対して、適切な支持療法薬剤を推 奨するなど薬学的管理ができる。
- ・がん薬物療法 各種抗がん剤治療や支持療法について適切に提案し、チーム医療に貢献できる。
- ・医師・看護師との症例検討会に参加し、個々の患者に応じた治療方針や患者ケアについて症例経験を積む。
- 他の医療スタッフと円滑にコミュニケーションできる。

ク チーム医療

【研修目的】

- ① NST、ICT、緩和ケアなどのチーム医療の役割を理解する。(*患者指導業務を通したチーム医療は、B-7で研修を行う)
- ② チームにおける薬剤師の役割を理解し実践する。

【到達目標】

- 2-2-8 がん登録と施設内キャンサーボードの意義について (知識の習得)
- 3-12 他の医療スタッフと円滑にコミュニケーションできる能力を有すること
- 4-1 各種抗がん剤治療や支持療法について適切に提案し、チーム医療に貢献できること
- 4-2-6 医師・看護師との症例検討会に参加し、個々の患者に応じた治療方針や患者ケアについて症例経験を積むこと

- ① NST、ICT、緩和ケアなどのチーム医療に参加する。
- ② ラウンド、カンファレンスに参加して、薬剤師の役割を理解し実践する。

ケ その他の臨床経験

【研修目的】

- ① がん患者の栄養管理において非経口栄養管理時の処方設計を行う。
- ② 免疫抑制剤、抗菌薬、抗がん剤等の TDM に基づく投与量あるいは投与間隔の個別最適化について説明する。
- ③ がん患者の感染対策について理解する。
- ④ がん患者・家族の精神的・心理的問題に配慮し、適切に対応する。
- ⑤ 医療倫理に配慮して、個々の患者の問題に対応する。

【到達目標】

- 4-3 その他の臨床経験(「麻薬の調剤と管理」を含めて計6項目から3項目を選択)
- 4-3-1 がん患者の栄養管理において非経口栄養管理時の処方設計
- 4-3-3 免疫抑制剤、抗菌薬、抗がん剤等の TDM に基づく投与量あるいは投与間隔の個別最適化
- 4-3-4 がん患者の感染対策
- 4-3-5 がん患者の精神的ケア (サイコオンコロジー)
- 4-3-6 医療倫理

- ① がん患者の栄養管理において非経口栄養管理時の処方設計を行い提案する。
- ② 免疫抑制剤、抗菌薬、抗がん剤等の TDM に基づく投与量あるいは投与間隔の個別最適化を理解し処方提案する。
- ③ がん患者の感染対策を理解する。
- ④ サイコオンコロジーについて理解する。
- ⑤ 医療倫理を理解する。

(3) 講義研修

がんの臨床に関する一般的知識、がん薬物療法に関する知識の修得を目的として講義研修 を行う。

講義研修で修得した知識は、技術・臨床経験研修において活用することを必須とする。

ア 各種がんの臨床と治療法

講義内容 以下のがん種については必須とする。

胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、造血器腫瘍

以下のがん種については状況により実施する。

婦人科がん(卵巣がん、子宮がん)、泌尿器がん、頭頸部がん、皮膚がん、 骨・軟部腫瘍、肝・胆・膵がん、胚細胞腫瘍、悪性中皮腫、原発不明がん 講義は以下の内容を満たすものとする。

- 2-1-1 各種がんの疫学、臨床所見、診断、合併症、予後などの一般的知識
- 2-1-2 組織病理学的分類とステージ分類
- 2-1-3 がんの外科的治療、放射線治療、薬物療法のそれぞれの特徴と、これらを組み合わせた集学的治療について
- 2-1-4 各種がんに対する代表的な薬物療法レジメンを、根治的治療、進行再 発治療、術前・術後補助化学療法に分けて理解する
- 2-1-5 転移の過程と再発・再燃・転移後の治療法および症状マネジメントについて
- 2-1-6 緩和ケア、在宅ケアについて

イ がん薬物療法に関する知識

講義内容 各種抗がん剤の薬学的知識 各種抗がん剤の使用上の注意 標準治療レジメンについて 抗がん剤の副作用について 支持療法について がん疼痛管理と緩和ケアについて 施設内レジメン登録制度の目的と運用 がん登録と施設内キャンサーボードの意義 抗がん剤の治験・臨床試験について

それぞれの講義は以下の内容を満たすものとする。

- 2-2-1 各種抗がん剤について物理化学的性質・薬理作用・毒性・薬物体内動態・薬物相互作用・PK/PD・特殊集団への投与・剤形(ドラッグ・デリバリーシステムを含む)・添加物・含量規格・保険診療上の留意点などの薬学的知識
- 2-2-2 各種抗がん剤について薬事承認された効能効果・用法用量(保険適応の 範囲)および適応条件・中止基準など使用上の注意について
- 2-2-3 主要ながんに対する標準治療レジメンについて、臨床的根拠となる論文、 治療上の位置付け、投与スケジュール、休薬期間、投与中止基準、副作 用
- 2-2-4 抗がん剤によって発現する副作用について、症状、グレード、好発時期、 可逆性、および対処法
- 2-2-5 支持療法の種類、根拠、方法について
- 2-2-6 がん疼痛と緩和ケア
- 2-2-7 施設内レジメン登録制度の目的と運用について
- 2-2-8 がん登録と施設内キャンサーボードの意義について
- 2-2-9 抗がん剤の臨床試験・治験に関する知識

ウ がん専門薬剤師に必要な技術に関する講義および実習 がん専門薬剤師に必要な技術の習得に有用な講義および実習を行う。 講義内容の例

> 抗がん剤の安全な取り扱い・調製手技について 抗がん剤の調製および投与に用いる器具・装置について 抗がん剤の廃棄について TDMに基づく投与量あるいは投与間隔の個別最適化について

エ がん専門薬剤師に必要な臨床経験に関する症例報告会 研修者は、自らが担当となって薬学的ケアを実践したがん患者の症例について、報告を行 う。

資料

日本医療薬学会 がん専門薬剤師養成研修コアカリキュラム

研修項目	主な研修内容	医療薬	至学会がん専門薬剤師養成研修コアカリキュラム該当項目
	①がん専門薬剤師・がん指導薬剤師認定制度について ②がん専門薬剤師養成研修コアカリキュラムについて ③がん専門薬剤師養成研修カリキュラムについて		
1 内服抗がん剤調剤	①内服抗がん剤処方鑑査		抗がん剤の処方鑑査を適切に行えること
	②内服抗がん剤調剤	3-2.	内服抗がん剤の調剤を正確に行えること
2 注射抗がん剤計数調剤	①注射抗がん剤処方鑑査 ・レジメンに基づく処方鑑査	3-1.	抗がん剤の処方鑑査を適切に行えること
	②注射抗がん剤計数調剤		抗がん剤を希釈するために必要な溶液の選択と調製済 薬剤の安定性について説明できること
			抗がん剤の適切な投与経路について説明できること(静脈内、動脈内、CVポート等の経路とそれらの適応)
3 注射抗がん剤計量調剤	①注射抗がん剤処方鑑査 ・レジメンに基づく処方鑑査	3-1.	抗がん剤の処方鑑査を適切に行えること
	②注射抗がん剤計量調剤	3-3.	抗がん剤を中心とする注射薬を正確かつ安全に無菌調製するために必要な技術を有し、品質管理手順について 説明できること
		3-4.	抗がん剤を希釈するために必要な溶液の選択と調製済 薬剤の安定性について説明できること
		3-5.	抗がん剤の調製および投与に用いる器具・装置につい て説明できること
		3-6.	抗がん剤の適切な投与経路について説明できること(静脈内、動脈内、CVポート等の経路とそれらの適応)
		3-8.	抗がん剤の廃棄手順について説明できること
4 麻薬調剤と管理	①麻薬管理 ②麻薬調剤	4-3-2.	麻薬の調剤と管理
5 レジメン管理業務	①レジメン申請・審査・登録および管理業務		各種抗がん剤について物理化学的性質・薬理作用・毒性・薬物体内動態・薬物相互作用・PK/PD・特殊集団への投与・剤形(ドラッグ・デリバリーシステムを含む)・添加物・含量規格・保険診療上の留意点などの薬学的知識各種抗がん剤について薬事承認された効能効果・用法
			用量(保険適応の範囲)および適応条件・中止基準など 使用上の注意について

6 薬品情報関連業務	①情報収集業務	2-2-5. 2-2-7. 3-9. 3-10.	主要ながんに対する標準治療レジメンについて、臨床的根拠となる論文、治療上の位置付け、投与スケジュール、休薬期間、投与中止基準、副作用支持療法の種類、根拠、方法について施設内レジメン登録制度の目的と運用について最新の医薬品情報や臨床情報・ガイドラインを国内外の臨床論文の評価法とエビデンス・レベル(EBM)の考え方を修得すること最新の医薬品情報や臨床情報・ガイドラインを国内外のデータベースや文献情報から調査できる能力を有すること
	②文献の評価	3-10.	臨床論文の評価法とエビデンス・レベル(EBM)の考え方を修得すること
7 患者指導業務	①がん患者への薬剤管理指導、薬学的ケアの実施 (入院、外来、在宅いずれの状況でも可)	3-7.	静脈内投与に伴う副作用(静脈炎、過敏性反応、血管外漏出など)の発現頻度と対処法について説明できること
		3-11.	患者に医薬品情報、治療スケジュール、副作用、投薬上 の注意などを適切に説明できること
		4-1.	各種抗がん剤治療や支持療法について適切に提案し、 チーム医療に貢献できること
		4-2-1.	個々の患者の治療歴(とくに薬歴)を管理し、薬物治療の 安全を確保するとともに、患者に対する適切な服薬指導・ 薬剤情報提供を実践できること
		4-2-2.	がん薬物療法に用いられる薬剤(化学療法剤、ホルモン剤、分子標的薬剤)の特性に応じて患者の状態を適切に 把握し、副作用をモニタリングできること
		4-2-3.	腎機能、肝機能、血液学的検査などの指標に基づいて、抗がん剤の種類、投与量、投与期間等の妥当性を評価し、必要に応じて医師に変更を進言できること
		4-2-5.	がん又はがん化学療法に随伴する臨床症状に対して、 適切な支持療法薬剤を推奨するなど薬学的管理ができ
	②がん性疼痛の管理	4-2-4.	疼痛緩和に用いる薬剤・投与経路を患者の状況に応じて 適切に選択し、副作用を管理できること
	③チーム医療の実践	3-12.	他の医療スタッフと円滑にコミュニケーションできる能力を 有すること
		4-2-6.	医師・看護師との症例検討会に参加し、個々の患者に応じた治療方針や患者ケアについて症例経験を積むこと
8 チーム医療	①NST、ICT、緩和ケアなどのチームの役割を理解	2-2-8.	がん登録と施設内キャンサーボードの意義について
・ (*患者指導業務を通したチーム医療は、 7 患者指導業務で研修をおこなう)		3-12.	他の医療スタッフと円滑にコミュニケーションできる能力を有すること

	②ラウンド、カンファレンス参加	4-1. 各種抗がん剤治療や支持療法について適切に提案し、 チーム医療に貢献できること
		4-2-6. 医師・看護師との症例検討会に参加し、個々の患者に応じた治療方針や患者ケアについて症例経験を積むこと
9 その他の臨床経験	①がん患者の栄養管理	4-3-1. がん患者の栄養管理において非経口栄養管理時の処方 設計
「麻薬の調剤と管理」を含めて計6項目から3項目を選択	②TDMに基づく処方設計	4-3-3. 免疫抑制剤、抗菌薬、抗がん剤等のTDMに基づく投与 量あるいは投与間隔の個別最適化
	③感染対策	4-3-4. がん患者の感染対策
	④精神的ケア	4-3-5. がん患者の精神的ケア(サイコオンコロジー)
	⑤医療倫理	4-3-6. 医療倫理

				1年目				2年目				3年目				4年日					5年目	
		4 5	6 7 8	9 10 11	12 1 2	3 4 5	6 7 8	9 10 1	1 12 1 2	3 4	5 6 7	8 9 10	11 12 1	2 3	4 5 6	7 8 9 1	0 11 12	1 2 3	4 5 6	7 8	9 10 11	1 12 1
1	がん専門薬剤師に必要な技術(必修、2年間で修得)					1																
3-1.	抗がん剤の処方鑑査を適切に行えること																					
3-2.	内服抗がん剤の調剤を正確に行えること																					
期間等	(3-1と3-2を6か月間で研修)				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					+												
3-3.	抗がん剤を中心とする注射薬を正確かつ安全に無菌調製するた					10000																
	めに必要な技術を有し、品質管理手順について説明できること																					
3-4.	抗がん剤を希釈するために必要な溶液の選択と調製済薬剤の安 定性について説明できること																					
3-5.	抗がん剤の調製および投与に用いる器具・装置について説明で きること																					
3-6.	抗がん剤の適切な投与経路について説明できること(静脈内、動脈内、CVポート等の経路とそれらの適応)																					
3-7.	静脈内投与に伴う副作用(静脈炎、過敏性反応、血管外漏出など)の発現頻度と対処法について説明できること																					
3-8.	抗がん剤の廃棄手順について説明できること		 	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								******				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	******			 	
	(3-3 ~ 3-8を6か月間で研修)		<u></u>	<u></u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<u></u>	<u> </u>	<u></u>			<u></u>	<u></u>		<u></u>	<u></u>	<u></u>	<u></u>			<u></u>	<u></u>
3-9.	最新の医薬品情報や臨床情報・ガイドラインを国内外のデータ ベースや文献情報から調査できる能力を有すること												<u> </u>									
3-10	臨床論文の評価法とエビデンス・レベル(EBM)の考え方を修得す	ł				-				: :			-									1
期間等	(3-9~3-10を3か月間で研修)								<u> </u>				<u></u>									<u> </u>
3-11.	患者に医薬品情報、治療スケジュール、副作用、投薬上の注意な																					
3-12.	どを適切に説明できること 他の医療スタッフと円滑にコミュニケーションできる能力を有するこ																					
444 BB 64	(0.11.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.			<u> </u>					<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	
期間等	(3-11 ~ 3-12 を9か月間で研修)																					
	がん専門薬剤師に必要な臨床経験(調剤、薬剤管理指導、緩和 ケア) (3年間で研修)																					
. 4-1.	がん薬物療法(必修、2年間で修得)																					
	各種抗がん剤治療や支持療法について適切に提案し、チーム医療に貢献できること																					
. 4-2.	がん患者の薬剤管理指導業務 (必修、2年間で修得。但し、4-1 と 4-2 は同時に研修してもよい)																					
	研修者は、自らが担当となって下記に示すがん患者への薬学的 ケアを実践する。入院治療、外来化学療法、在宅治療のいずれ の状況でも研修可とする 消化器、呼吸器、乳房、造血器腫瘍のうち、2臓器・領域の臨床経 験は必修である																					
4-2-1.	級は必修じの3 個々の患者の治療歴(とくに薬歴)を管理し、薬物治療の安全を 確保するとともに、患者に対する適切な服薬指導・薬剤情報提供																					
	を実践できること		<u> </u>	<u> </u>													<u> </u>				<u> </u>	
4-2-2.	がん薬物療法に用いられる薬剤(化学療法剤、ホルモン剤、分子標的薬剤)の特性に応じて患者の状態を適切に把握し、副作用を																					
4-2-3	モニタリングできること 腎機能、肝機能、血液学的検査などの指標に基づいて、抗がん	1.1.1.1.1.1													 		 			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	
0.	剤の種類、投与量、投与期間等の妥当性を評価し、必要に応じて 医師に変更を進言できること																					
4-2-4.	を痛緩和に用いる薬剤・投与経路を患者の状況に応じて適切に 選択し、副作用を管理できること																					
4-2-5.	がん又はがん化学療法に随伴する臨床症状に対して、適切な支																					
4.0.0	持療法薬剤を推奨するなど薬学的管理ができること					1														<u> </u>	<u> </u>	
4-2-6.	医師・看護師との症例検討会に参加し、個々の患者に応じた治療 方針や患者ケアについて症例経験を積むこと																					
期間等	その他の臨床経験 ・(1年間で3項目を必修: 3項目を選び、1項目につき4か月を目																					
* 4-2-1	安に研修) がん患者の栄養管理において非経口栄養管理時の処方設計	-																				
	麻薬の調剤と管理 免疫抑制剤、抗菌薬、抗がん剤等のTDMに基づく投与量あるい																					
	は投与間隔の個別最適化 がん患者の感染対策																					
	A-7U心中V/窓朱利州	1				1				1									I			
	がん患者の精神的ケア(サイコオンコロジー)																					

兵庫県立病院 がん専門薬剤師講義研修カリキュラム概要

がんの臨床に関する一般的知識、がん薬物療法に関する知識の修得を目的として講義研修を行う。 講義研修で修得した知識は、技術・臨床経験研修において活用することを必須とする。

がんの臨床に関する一般的知識

講義は以下の内容を満たすものとする

- 2-1-1. 各種がんの疫学、臨床所見、診断、合併症、予後などの一般的知識
- 2-1-2. 組織病理学的分類とステージ分類
- 2-1-3. がんの外科的治療、放射線治療、薬物療法のそれぞれの特徴と、これらを組み合わせた集学的治療について
- 2-1-4. 各種がんに対する代表的な薬物療法レジメンを、根治的治療、進行再発治療、術前・術後補助化学療法に分けて理解する
- 2-1-5. 転移の過程と再発・再燃・転移後の治療法および症状マネジメントについて
- 2-1-6. 緩和ケア、在宅ケアについて

講義内容 以下のがん種については必須とする

胃がん

大腸がん

肺がん

乳がん

造血器腫瘍

以下のがん種については状況により実施する

婦人科がん(卵巣がん、子宮がん)

泌尿器がん

頭頸部がん

皮膚がん

骨•軟部腫瘍

小児がん

肝・胆・膵がん

胚細胞腫瘍

悪性中皮腫

原発不明がん

がん薬物療法に関する知識

以下の内容について講義研修をおこなう

- 2-2-1. 各種抗がん剤について物理化学的性質・薬理作用・毒性・薬物体内動態・薬物相互作用・ PK/PD・特殊集団への投与・剤形(ドラッグ・デリバリーシステムを含む)・添加物・含量規格・ 保険診療上の留意点などの薬学的知識
- 2-2-2. 各種抗がん剤について薬事承認された効能効果・用法用量(保険適応の範囲)および適応 条件・中止基準など使用上の注意について
- 2-2-3. 主要ながんに対する標準治療レジメンについて、臨床的根拠となる論文、治療上の位置付け、投与スケジュール、休薬期間、投与中止基準、副作用
- 2-2-4. 抗がん剤によって発現する副作用について、症状、グレード、好発時期、可逆性、および対処法
- 2-2-5. 支持療法の種類、根拠、方法について
- 2-2-6. がん性疼痛と緩和ケア
- 2-2-7. 施設内レジメン登録制度の目的と運用について
- 2-2-8. がん登録と施設内キャンサーボードの意義について
- 2-2-9. 抗がん剤の臨床試験・治験に関する知識
- 講義は、「がんの臨床に関する一般的知識」と同時におこなう場合もある

がん専門薬剤師に必要な技術に関する講義および実習

がん専門薬剤師に必要な臨床経験に関する症例報告会

		1年目	実施日	2年目	実施日	3年目	実施日	4年目	実施日	5年目	実施日
各種がんの闘	塩床と治療法について										
	以下のがん種については必須とする										
	胃がん						:				
	大腸がん										
	肺がん										
	乳がん										
	造血器腫瘍										
	以下のがん種については状況により実施										
	婦人科がん(卵巣がん、子宮がん)										
	泌尿器がん										
	頭頸部がん										
	皮膚がん										
	骨•軟部腫瘍										
	肝・胆・膵がん										
	胚細胞腫瘍										
	悪性中皮腫										
	原発不明がん										
ぶん薬物療法	生に関する知識について										
講義内容	各種抗がん剤の薬学的知識										
	各種抗がん剤の使用上の注意										
	標準治療レジメンについて										
	抗がん剤の副作用について										
	支持療法について										
	がん疼痛管理と緩和ケアについて										:
	施設内レジメン登録制度の目的と運用										
	がん登録と施設内キャンサーボードの意										:
	抗がん剤の治験・臨床試験について										
	Warn 1 - 1/10 to The land to helpful and the same				ļ		1		1		1
	師に必要な技術に関する講義および実習										
ぶん 専門薬剤	師に必要な臨床経験に関する症例報告会										

:	:	:	i	:	:	Ċ	i	:	:	:	ì	ì	i	:	:	:	:	ì	:	:	:	Ì	Ċ	:	:	:	:	Ì	実施する講義研修	
								÷			Ī			·															状況により実施する講義研修	:

階層別研修(職位による)において各病院で実施する研修の取り扱い

	県立病院薬剤師の教育育成に係る指針(本文)	取り扱い	理由、留意点等
(1)	目的(省略)		
(2)	階層別研修の種類と考え方 (省略)		
(3)	階層別研修の内容	・育児休暇等の長期休暇から復帰した場合は、休暇中の薬物療法の 進歩や設備・運用方法の変更に係るテーマを主として、各施設で適 宜実施する	
	t員研修 初期研修 】		
	初期研修とは、新規採用職員及び転勤配属された職員に対して行うものとし、各病院でエルダーを選定して、教育研修委員の協力を得ながら実施する。 ※エルダーは、原則として中堅職員から選定する。	・「中堅職員」とは主任、主査及び課長補佐とする。なお、職員であってもエルダーとして後輩を指導できる能力があると薬剤部長が認めた場合はエルダーとして選定しても差し支えない。	
	※教育研修委員は、薬剤部長会議での教育研修委員があたる。	・新規採用職員のエルダーは自治研修所が主体となって行う「平成 〇年度新任職員の受入と職場研修について(以下「自治研研修」という)」で指定する「マンツーマン指導員」とする。 (参考) 「平成26年度新任職員の受入と職場研修について(H26.3.26自 治研修所長)」 (別添のとおり)	・エルダーは「新人研修標準マニュアルで規定するエルダーの心得(P159)」及び「自治研研修で規定するマンツーマン指導員の役割」に留意すること。
	(7) 研修目標 a 新規採用職員 ① 早く職場に慣れる ② 社会人としての自覚と責任の習得 ③ 公務員としての自覚と責任の習得 ④ 関連法令の習得(主として薬剤師業務に係る法令)	・関連法令とは新人研修マニュアルで規定する関連法令(第3章関連法規)とする。	・規定する主な関連法令 ・薬剤師法 ・医療法

県立病院薬剤師の教育育成に係る指針(本文)	取り扱い	理由、留意点等
		・薬事法 ・健康保険法 ・麻薬及び向精神薬取締法 ・毒物及び劇物取締法
b 転勤配属された職員に対する研修 ① 早く職場に慣れる ② 職制に応じた業務の習得	・転勤配属された職員であって、行政等から初めて病院勤務となった者は①及び②に加えて「関連法令の取得(主として薬剤師業務に係る法令)(新規採用職員の研修目標の④)」に関する研修を追加する。	・転勤配属された職員であっても、行政等から初めて病院勤務となった職員は、新規採用職員と同様に当該研修目標が必要であるために追加することとする
(イ) 実施方法 ① 「新人研修標準マニュアル」を活用して初期研修プログラムを作成する。	・新規採用者の初期研修プログラム及びその到達目標は、各所属の実情に応じて必要な場合を除き「自治研研修」で作成が必要な別紙3「平成○年度 年間「職場研修」実施計画・結果表(個別指導)」を使用しても差し支えない。	・新規採用職員について、「自治研研修」で指定する研修と本指針で必要とする研修とにおいて、重複している部分が多いことから、特に必要である場合を除き、自治研研修を本指針で指定する研修としても差し支えないこととする。
② 初期研修プログラムに関しての到達目標案等を作成する。	・転入者の初期研修プログラム及びその到達目標は、各所属の実情に応じて必要な場合を除き「新任職員に係る職場研修等について」の別紙3「平成〇年度 年間「職場研修」実施計画・結果表(個別指導)」を利用して作成しても差し支えないものとする。なお、当該様式中の「③マンツーマン指導員の職・氏名」欄にはエルダーの職・氏名を記載する。	
③ 該当職員に対するエルダーを選定する。	(上記ア参照)	
④ 教育研修委員とエルダーは、初期研修プログラムの計画策定を行い、次に 次長、部長と具体的な研修指導の調整を図る。	・初期研修プログラム及びその到達目標は、薬剤部長決裁(次長経 由)とする。	
⑤ 研修終了後、薬剤部長は、研修到達目標評価を行い、必要に応じて研修に 関しての要望等を委員会担当部長あて提出する。	・研修到達目標評価は文書で記録する。・新規採用職員又は転勤配属された者の初期研修において、県立病院全体行う必要のある研修がある等の場合は、薬剤部長は教育研修担当部長あてに要望等を提出する。	
⑥ 研修期間は新規採用職員に対しては3~4ヶ月、転勤配属された職員に対しては1~2ヶ月とするが、各所属によって多少の差異は認められる。		
【初期研修終了後の職員研修】		
職員研修とは、職員に対して継続して実施し、教育研修委員会が企画・運営する研修ほか、各病院において総合型薬剤師育成ラダーに基づき実施する。 (P11 IV 2 (2) ア総合型薬剤師育成ラダーを用いた生涯研修について 参照) 専門分野についても、自ら計画・立案し、知識・技能を習得していき、専門・記	>	
定薬剤師育成課程の並修ができるよう、教育研修委員が指導していく。		

県立病院薬剤師の教育育成に係る指針(本文)	取り扱い	理由、留意点等
(7) 研修目標 ① エルダーとして後輩を指導できる能力の取得 ② 専門・認定薬剤師資格取得に対する目的意識の向上		
(イ) 実施方法 ① 各種学会で発表を行う。		
② 関連法令の再学習(主として病院に係る法令を中心に)を薬剤部長、次長 (場合によっては(担当)課長補佐でも可)が講師となって実施する		・関連法令は上記「ア(ア)a④関連法令の修得」を参照すること。
③ 専門教育研修への参加を検討する。		・特に必要な場合に行うこと。
④ 県立病院相互利用(総合型病院から専門型病院、専門型病院から総合型病院等県立病院間での短期的な交換派遣研修等)・外部派遣研修・他組織での研修等への参加を検討する。		・特に必要な場合に行うこと。
イ 主査・主任研修 各職場で中心的な役割を果たせるような知識の向上及び薬剤部以外の職員や薬剤師会、医師会等外部との積極的な関わりが持てるようにする。さらに、県の職員として病院の経営に参加していくため、予算等に関する知識の向上を図っていく。また、専門知識を高めることで医療スタッフの一員として活躍するために、積極的に資格(認定薬剤師、専門薬剤師等)の取得を目指す。		

県立病院薬剤師の教育育成に係る指針(本文)	取り扱い	理由、留意点等
【主任研修】		
(ア) 研修目標 ① 職場の中心としての自覚と責任の習得 ② 薬剤部以外の部局への積極的な関わり ③ 病院以外(例:医師会、薬剤師会、病院薬剤師会等)の会合等へ積極的に参加しての幅広い知識の吸収 ④ 専門性知識の向上(職員研修の講師として指導できる能力の習得)		・原則として、当該研修は日常業務を通じ て行うことで差し支えないこととする。
(イ) 実施方法 ① 初期研修又は職員研修を受ける者に対する指導研修を実施する。		
④ 研修テーマによっては民間病院派遣を検討する。		・特に必要な場合に行うこと。
⑤ 県立病院相互利用(総合型病院から専門型病院、専門型病院から総合型病院等県立病院間での短期的な交換派遣研修等)での研修等への参加を検討する。		・担当業務の効果的な実施において、必要と認められる場合は積極的に検討すること。
⑥ 外部研修への参加を検討する(医師会、病院薬剤師会、自治体病院研修会等)。		・各種外部研修会の開催状況の周知徹底に 努め、各職員の自主的な研修参加を支援す るとともに、必要なものは(担当業務を考 慮して)業務として参加させること。
<u>【主査研修】</u>		
(7) 研修目標 ① 職場における指導者としての自覚と責任の習得 ② 病院経営への積極的な参画 ③ 予算知識の習得 ④ 病院以外(例:医師会、薬剤師会、病院薬剤師会等)の会合等へ積極的に参加しての幅広い知識の吸収 ⑤ 専門的知識の向上及び資格の取得(職員研修の講師として指導できる能力の習得)		・原則として、当該研修は日常業務を通じて行うことで差し支えないこととする。
(イ) 実施方法 ① 院内各種委員会 (プロジェクト) 等へ参加する。		・担当業務を考慮して参加させること。
② 院外各種委員会(例:県立病院薬剤師会、県病院薬剤師会等)へ参加する。		・担当業務を考慮して参加させること。

県立病院薬剤師の教育育成に係る指針 (本文)	取り扱い	理由、留意点等
③ 予算知識を習得(病院経営の積極的な参画)する(自治研修所等を活用)。	・薬剤部長又は次長は幹部会、運営協議会、薬剤部長会議等で必要 な病院経営に関する事項の周知徹底を行うこと。	・薬剤部長又は次長は職場会議(朝のミーティング等)等を通じて必要事項の周知徹底に努めるとともに、必要に応じて個別に指導・説明すること。
④ 資格を取得する(専門薬剤師、認定薬剤師等)。		・担当業務、各職員の意欲等を十分考慮し て、積極的に支援すること。
⑤ 外部研修への参加を検討する(医師会、病院薬剤師会、自治体病院研修会等)。		・各種外部研修会の開催状況の周知徹底に 努め、各職員の自主的な研修参加を支援す るとともに、必要なものは(担当業務を考慮して)業務として参加させること。
⑥ 大学等への派遣を検討する。		・特に必要な場合に行うこと。
ウ (担当)課長補佐研修		
(担当) 課長補佐研修とは、(担当) 課長補佐の職にある者に対する研修で、職場のリーダーとしての自覚とともに、各種施策の企画・立案、提言を積極的に行える能力を習得する。 専門的知識の向上もさることながら、各種研修会の講師等を積極的に務め、部長、次長を補佐して職場をまとめていける能力の習得を目指す。		
(7) 研修目標 ① 職場のリーダーとしての自覚と責任の習得 ② 病院経営への積極的な参画 ③ 各種施策の企画・立案・実施に係る知識の習得 ④ 各種研修会での講師の経験 (主査・主任の講師として指導できる能力の習得)		・原則として、当該研修は日常業務を通じ て行うことで差し支えないこととする。
(イ) 実施方法 ① 院内各種委員会(プロジェクト)等へ参加する。		・担当業務を考慮して参加させること。
② 院外各種委員会(例:県立病院薬剤師会、県病院薬剤師会等)へ参加する		・担当業務を考慮して参加させること。
③ 予算知識を習得(病院経営への積極的な参画)する。(自治研修所等を活用)。	・薬剤部長又は次長は幹部会、運営協議会、薬剤部長会議等で必要 な病院経営に関する事項の周知徹底を行うこと。	・薬剤部長又は次長は職場会議(朝のミーティング等)等を通じて必要事項の周知徹底に努めるとともに、必要に応じて個別に指導・説明すること。
④ 施策の企画・立案・実施に係る知識を習得する(自治研修所等を活用)。	・担当課長補佐は地方担当補佐研修(自治研修所)を利用して行う・	

県立病院薬剤師の教育育成に係る指針(本文)	取り扱い	理由、留意点等
	・職員チャレンジプログラム(企画県民部)は施策の企画・立案・ 実施の研修に特に有効であることから積極的に活用すること。 ・施策の企画・立案・実施については、日常業務における指導が最 大の研修となることから、薬剤部長及び次長は十分な指導を行うこ と。	・平成26年度研修(自治研修所・研修の お知らせ(県庁WAN))参照
⑤ 資格を取得する。		・担当業務、各職員の意欲等を十分考慮し て、積極的に支援すること。
⑥ 各種研修会(初期研修、職員研修、主査主任研修、専門教育研修)の講師を行う。		
⑦ 大学等への派遣を検討する。		・特に必要がある場合に行うこと。
エ 管理監督職研修 管理監督職研修とは、薬剤部長及び薬剤部次長に対して実施し、施策の実現能力、 対外的交渉能力を習得するとともに、将来を見据えた人材育成及び人事管理、また部 下の能力開発技術の習得を目指す。		
<u>【次長研修】</u>		
(7) 研修目標 ① 職場の牽引者としての自覚と責任の習得 ② 施策の立案・提言を行う能力の習得 ③ 病院薬剤師の将来展望の提言 ④ 人事管理、組織管理の習得 ⑤ 人材育成の中心的存在としての自覚 ((担当)課長補佐研修の講師として指導できる能力の習得)		
(イ) 実施方法 ① 民間企業(他職種)への派遣研修を検討する。		・特に必要な場合に行うこと。
② 予算知識を習得(病院経営への積極的な参画) する(自治研修所等を活用)	・監督職研修(自治研修所)を利用して行う。 ・薬剤部長は幹部会、運営協議会、薬剤部長会議等で必要な病院経営に関する事項の周知徹底を行う。	・平成26年度研修(自治研修所・研修のお知らせ(県庁WAN))参照 ・薬剤部長は職場会議(朝のミーティング等)等を通じて必要事項の周知徹底に努めるとともに、必要に応じて個別に指導・説明すること。

県立病院薬剤師の教育育成に係る指針 (本文)	取り扱い	理由、留意点等
③ 施策の企画・立案・実施に係る知識を習得する(自治研修所等を活用)。	・監督職研修(自治研修所)及び地域別監督職研修(県民局)を利用して行う。	・平成26年度研修(自治研修所・研修の お知らせ(県庁WAN))参照
	・職員チャレンジプログラム(企画県民部)は施策の企画・立案・ 実施の研修に特に有効であることから積極的に活用する。	
	・施策の企画・立案・実施については、日常業務における指導が最 大の研修となることから、薬剤部長は十分な指導を行う。	
④ 人事管理及び組織管理に係る研修を実施する(自治研修所等を活用)。	・監督職研修(自治研修所)を利用して行う。	・平成26年度研修(自治研修所・研修の お知らせ(県庁WAN))参照
⑤ 各種研修会 ((担当)課長補佐研修等) の講師を義務化する。		
⑥ 定期的な施策提言を義務化し、提言集の作成を検討する。	・薬剤部長は新たな事業導入時や年間計画策定時には次長に施策提 言を行わせる。	・提言(施策に立案等)関して、現状を十分把握したうえで、実施可能な具体的な方策を合理的な理由を添えて行うこと。
<u>【部長研修】</u>		
(ア) 研修目標 ① 人事管理、組織管理の習得 ② 部下の能力開発技術の習得(次長等に対する指導能力の習得) ③ 施策の実行能力の習得 ④ 対外的交渉能力の向上		
(イ) 実施方法 ① 民間企業(他職種)への派遣研修を検討する。		・特に必要な場合に検討すること。
② 人事管理及び組織管理に係る研修を実施する(自治研修所等を活用)。	・管理職研修(副課長級研修・本庁課長級研修、自治研修所)や地域別管理職研修(各県民局)を利用して行う。	・平成26年度研修(自治研修所・研修の お知らせ(県庁WAN))参照
③ 職場のメンタルヘルスに関する研修を実施する(外部からの講師招聘、 他職種との合同研修の実施、自治研修所等を活用)。	・管理・監督職メンタルヘルス研修(企画県民部)を利用して行う。	
④ 職場の活性化と部下指導に関する研修を実施する(外部からの講師招聘 、他職種との合同研修の実施、自治研修所等を活用)。	・管理職研修(副課長級研修・本庁課長級研修、自治研修所)や地域別管理職研修(各県民局)を利用して行う。	・平成26年度研修(自治研修所・研修の お知らせ(県庁WAN))参照